

日野町議会第7回定例会会議録

令和6年12月12日（第2日）

開会 9時15分

散会 17時23分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	総務課主席参事	岡本昭彦
学校教育課主席参事	山中博嗣		

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 70 号から議第 77 号まで（専決処分について（令和 6 年度日野町一般会計補正予算（第 6 号））ほか 7 件）および報第 12 号から報第 13 号まで（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）ほか 1 件）について

〔質 疑〕

- 〃 2 議第 70 号 専決処分について（令和 6 年度日野町一般会計補正予算（第 6 号））

〔討論・採決〕

- 〃 3 請願第 4 号 学校給食の充実と無償化を求める請願

- 〃 4 議第 71 号から議第 77 号まで（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか 6 件）について

〔委員会付託〕

- 〃 5 一般質問

3 番 谷口 智哉君

13 番 西澤 正治君

6 番 川東 昭男君

9 番 高橋源三郎君

2 番 福永 晃仁君

会議の概要

－開会 9時15分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第70号から議第77号まで（専決処分について（令和6年度日野町一般会計補正予算（第6号））ほか7件）について一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、報第12号から報第13号まで（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）ほか1件）についても質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 改めまして、皆様、おはようございます。本日、質疑ということでよろしくお願いいたします。

それでは、私から、大きく2つ質疑をさせていただきたいと思います。

議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）と議第75号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目、日野町国民健康保険の特別会計補正予算の部分になります。事項別明細書は48、49ページ、2款の保険給付費の1目の出産育児一時金のところのお話をお聞きしたいと思います。

課長の説明でもありましたように、出産育児一時金が300万円の増額補正というふうな形になっています。これについては、国民保険の対象者が、思っていたよりも、想定よりも多かったというふうなところの算出になったというところですけども、まずは、その人数、どれぐらい変わったのかということと、もともと算出をされている根拠、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。それから、こういった背景があるのかというところをお答えいただいた後、今後この数字が、社会保険、それから国民健康保険の割合が、国の、今、103万円の問題等もありますけども、変わってくるような可能性があるのかどうかというところをどのように見られているのか、これを聞かせいただきたいと思います。

それから、大きく2つ目、日野町一般会計補正予算の、コミュニティ助成事業の

助成金、約1,000万円の減額補正という形の項目についてお聞きをしたいと思います。

歳入については、事項別明細書の10ページ、11ページ、21款の諸収入のところです。歳出に関しましては、事項別明細書の14から15ページ、2款の総務費のところに係ってくるところかなと思っております。

コミュニティ助成事業助成金、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業やと思うんですけども、これを基に自治の力で輝くまちづくり推進事業などを町が行っていると思っています。こちらに、年度初めに区長さんが頂いておられる補助金の一覧のメニュー、私も見させていただきまして、区長さんともお話をいろいろとさせていただいていたところです。

この1,000万円の減額補正というふうなところで、これが、センターが審査等されるということですので、不採択が数件何かあったのかどうかということと、そもそも申請団体が思っていたよりも少なかったのかどうか、何件でどのような団体であったのかというふうなところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、町が運営するこのような補助金、助成金の周知の方法、それから、認知度、活用率というのは、今、町はどのように把握をされているかお聞かせ下さい。

それから、最後に、このような補助金の算出時における基準の設定、例えば建築単価、それから物価の基準、消費者物価指数や企業物価指数などもどのように加味をされて考えられているのかどうかということと、例で言うと約10年前に設定をされた単価のまま補助金の算定がされているような項目も、私、あるのかなというふうに思っておりますので、それが今のニーズに実際に応えられる数値設定になっているのかどうか、これが、今の申請率とか、住民さんが使いたいときに使いにくい補助金の状況になっているのではないかとこのように思いますので、そういった状況もお聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく2つお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長。

住民課長（杉村光司君） おはようございます。先ほど質疑いただきました件につきまして答弁させていただきます。

まず、今回、国民健康保険特別会計のほうで出産育児一時金の増額を上げさせてもらっています。

まず、出生に伴います人口動態のほうを見ていきますと、4月からの出生数につきましては、4月に出生届を出され住民となっている方の数を見ていくと73人となります。これにつきましては昨年度と比較して減少をしていますが、1月からの1年間で見ていきますと11月末の時点で94人といった形でありまして、全体で見てい

きますと令和5年と同じような状況が続いていると推計をしているところでございます。

次に、今回上げさせてもらったところにつきまして、根拠のところですが、当初予算のほうにつきましては、令和5年度実績である9件といったところから見まして、1件50万で出産育児一時金を支出していますので、そこから12件といった形を見込ませてもらって600万といった形で見込んでいましたが、11月末の時点で既に11件の方が国民健康保険のほうから出産育児一時金を支出しております。今年度末までにあと数件見込まれることから、今回6件分300万円を追加計上して予算を上げさせていただいたものになります。

次に背景につきましてですが、背景につきましてはなかなか分析といったところは難しいんですが、予算額が増加していく原因につきまして、国民健康保険に加入している世帯につきましては、職業別に、自営業、フリーランス、パート、年金受給者といった方が多い状況になります。また、若い世代のほうを見ていきますと、やはり自営業、そしてフリーランス、パートの方が多いいった状況になります。これまでにあった働き方に関する考え方にもやはり変化が出てきています。また、国をはじめまして、今後に向けた様々な施策、これもまた継続して続けようと思われているというふうに考えています。働き方にとらわれない、あるいは環境にとらわれない、自分たちの時間を大切にする、そのような方が国民健康保険の加入者の中にも増えてきていることもその一因の中にあるのではないのかなというふうに考えているところでございます。

また、現在国のほうでも議論されています被用者保険の拡大、また、そして103万円の壁とか、そういったところの背景につきましても、今現在県のほうをはじめまして様々な議論をしています。これにつきましては、国民健康保険の加入者が減っている中、10月には被用者保険の拡大というのも始まっています。1月には国民健康保険のほうの本算定のほうも行われます。そういった中で加入者をどう見るかというのは、今現在、県をはじめまして課題となっていますので、今後県のほうとも通じながら、拡大といったところになるのか、今年度につきましてどういうふうに見ていくのかといったところは議論を進めていきたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） おはようございます。

議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）に、その中の一般コミュニティ助成事業の補助金の1,000万円の減額についてご質問を頂きました。

まず、現在の状況でございます。今年度は6件の申請を頂きまして、採択に至ったものが2件でございます。その採択に至ったものの2件のうち、1件については遊具の整備、もう1件につきましては、集会所などの机とか椅子とかテレビとか、

そういった備品整備でございます。

活用の率とか周知のことでございます。

この補助金につきましては、議員がご質問されたとおりでございます。宝くじの社会貢献の広報事業として、一般財団法人自治総合センターが、コミュニティ助成事業、事業助成というのを、毎年夏頃に募集の内容を決めます。それを受けまして、町のほうでは、その補助金、助成金の内容が変わっていないか確認の上、毎年秋頃に、各自治会長さんに、区長発送で個別で通知をさせていただいているというものでございます。

今年度は6件のうち2件が採択に至ったというところでございますが、全国の状況を見てみますと、滋賀県の中では37の自治会が採択をされまして、そのうち日野町の2つの自治会が採択をされたという状況でございます。ですから、大きい市においても2つしか採択されないところが多いような状況でございますので、十分活用できているのかなというふうに思っております。

また、採択に至らなかった団体につきましては、協議を頂きまして、次年度、令和7年度にも再度申請いただくところもございますので、そういった形でぜひとも活用いただけるようにというふうに考えているところでございます。

あと、それと、これに関連しまして、自治ハウスの整備事業の補助金についてもご質問を頂いたと思います。こちらの事業につきましては、滋賀県の自治振興交付金を財源としております。周知につきましては、4月に開催される全町区長会の中で、日野町補助等一覧表ということで冊子にしたものをまとめさせていただいておりますので、それを配付させていただきまして周知を図っているところでございます。

建築の単価についてもご質問いただきましたが、こちらにつきましては、この補助金の交付要綱ができた平成17年から変わっていないという状況でございます。ご指摘いただきまして、ここのところ、見直しが必要かなというふうに考えておりますので、県の交付要綱も確認しながら、今後活用いただけるような形で検討を進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。

まず1つ目、国民健康保険の出産育児一時金についてご答弁を頂きました。

課長がおっしゃられているようになかなか数を読むということは難しいとは思いますが、財政運営、限られた財政の中で適切な運営をしていくためには、先を読むということも非常に大事なかなと思います。世の中の流れとしては恐らく、これから、私は、社会保険のほうはかなり、当然、働き手を、全ての方、働いていただくために、じゃないと社会がもたないような流れで、これは国も当然考えておら

れます、それぞれの生き方がございますが、働いてもらう、それから、特にシルバー人材さんの議論でもあったんですけども、民間に在籍をされる方が恐らく、高年齢の方もこれから増えてくるんじゃないかなというふうに思うと、社会保険のほう在一定数の数を保ってくるのかなというふうに思っておりますので、そういったところもしっかりと鑑みて算出を頂ければと思います。再質問はございません。

それから、2番のコミュニティ助成の事業についてのご答弁を頂きました。

最後のところで、このコミュニティ助成の事業助成金は、一定の率としては、日野町としては達成をしているんじゃないかというふうなところで、大きい市と比べてもそこは順当なのかなというところになっています。残りのところは次年度等に検討いただくというところですけども、区等は、次年度また、区長さんがすぐ替わられたり引き継ぐというところは、恐らく区長さんによってかなり、知識とかやり方が大分変わってくるのかなと思うので、恐らく自治会が、今、再編というふうな形で、町長公約にもありましたけども、一定の基準をずっと履行していけるような形をいろんな自治会が模索されておりますので、そういったところも見えていただければと思います。

それから、自治ハウスの改築等に関わる補助金のところなんですけども、昨年ちょっと私がお聞きしたところ、この5年間ぐらいで1件の自治会が申請、採択をされたというふうなところですので、今の会議所とか、自治ハウス等で集まれているところ、たくさん見ますけども、改築をしようとか、次の段階に行こうと思っても、自主財源とか、あとは、これだけ自治会への加入についても、かなり、今、慎重な議論が行われていますので、積立てとか、非常に難しい時代になってきていると思いますので、前向きなそういった自治会が具体的な提案をされてきたときには、できる限りそれがスムーズに採択をされるような、そして、今の現状の物価や建築単価等に反映をされたような実数を反映いただけるような、そういった形にしていただければと思いますので、そういった点でまた具体的に動きをかけていただければと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

5番、柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 私は、報第12号、専第8号、損害賠償の額を定めることについてを質問させていただきます。

これは、令和6年8月25日午後4時00分頃において、当該地域の青色防犯パトロール中に右折をする際、その右側から来た相手車に接触し、損傷させたとのことであります。

また、必佐公民館では、本年5月の臨時会におきまして、令和5年10月25日午後

4時に町職員が運転する公民館車が塀に接触し、損害賠償金を支出されたと報告があったところでございます。

2件の事故状況は違うものとは考えますが、1年以内に同じ部署といいますか同じエリアで起こったということは軽視できないことだと思っております。

そこで、まず1点目ですが、なぜ右側から来る車両を見つけられなかったか、関係者で原因を深く検討されたのでしょうか。

また、2つ目としまして、今回は青パトの運行中の事故ではありますが、必佐公民館では昨年事故以降どういう対策を取られていたのか。

そして、3番目としまして、8月の今回の事故以降に取られた、今、取られている再発防止策とかいうのがあってしょうか。新たな対策は実施しているのか伺いたいと思います。

また、これは公民館だけでなく全体のことになるんですが、他の公民館だけでなく、全職員への事故内容の共有、周知はされていますか。そして、この事故を踏まえた役場全体で取り組まれている再発防止策はあるのか伺います。

よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 5番、柚木記久雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） おはようございます。

今ほどご質問いただきました専第8号につきましてですけれども、まず、なぜ右側からかということで、2人の方がペアになってパトロールされていたということで、防犯ということで、犯罪者がいないかとか、不審者がいないかとか、そういうような形での見回りでございました。一生懸命されているところの中で、右側から来て大丈夫だろうと思って発進されたということらしいんですけども、接触されたということも初めは分からなかった。なぜかという、防犯を呼びかける音も鳴っていましたので、当初はちょっと気づきに良かったというところもあったということです。ですから、本当に僅かな差の事故だったのかなというふうに思っております。

僅かな差ということですが、決して起こしてはいけないことです。事故が起こる前から、防犯の青パトロールの研修もされて、しっかり事故に対しても起こさないようにということでされていたというふうに聞き及んでおります。その後も、それに対して、地区のほうでも安全運転に心がけるようにということで対応されているということも伺っております。

ということで、地域の方をお願いしていることでもございます。安全には注意してほしい。それと、公民館は、公民館車といえども皆さんの共有財産でございますので、大切に扱ってほしいというようなことは再三申し上げているところではご

ざいますが、地域活動の中で頑張っていたいている方に対しても何とかその辺はご理解いただきたいなということでお願いしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） おはようございます。

質問の中で、全職員への事故防止の再発防止策をどのようにしているのかと、こういうご質問を頂きました。

以前もご答弁させていただきましたが、やはり事故というのは相手さんも巻き込む大変なことになりますので、そういうことで、主監課長会等で職員を通じて十分喚起をしているところでございます。

また、一方で、大切な公用車も財産ですので、そういった点からも、大事に扱うように、また、運転には十分注意するようというのを常日頃から啓発させていただいております。

前回の事故以降、町職員による、相手さんに被害を及ぼすような事故というのは起きておりませんけども、これ以降につきましても、十分運転には注意するように心がけるとともに、町職員のほうにも啓発をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5 番（柚木記久雄君） 質疑ですのでこれ以上は深くお伺いしませんが、私は、車両事故を減らすためには、それぞれの事案をいかに自分事として、役場全体といえますか、職員全体で考えられているかに尽きるかと考えます。年末年始、また、年度末まで、事故ゼロが続くことを願っております。

では、以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

6 番、川東昭男君。

6 番（川東昭男君） 私からは、2 議案、5 点について質問をさせていただきます。

まず、議第72号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

今回、大谷公園テニスコートを人工芝へ改修したことに伴い使用料を改定する条例の一部の改正ですけれども、現在の使用料から、照明料を除いて、町内は100円、町外は200円とされようとしていますが、その増額の根拠は、他市町の例を参考にされたのか、それともほかの基準があるのかお伺いをしたいと思います。

次に、2 つ目の、議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）について、事項別明細書の歳入、8 ページからの第1款町税・第1項町民税・第2目法人現年課税分の1億8,800万円の補正についてお伺いをしたいと思います。

町民税の法人税割が、当初予算では9,400万円の減額で、対前年比24.1パーセントの大幅減でありました。今回1億8,800万円の大幅な増額補正をここの法人税割

でされるわけですが、この要因についてお聞きします。

また、第2項・固定資産税においても、当初予算から、企業の設備投資による償却資産分の税収増として2,130万円、対前年比3.7パーセントの増額を見込んでおられましたけれども、さらに今回、償却資産の増として、1億2,100万円と大幅な増額補正を計上されました。その要因についてもお伺いしたいと思います。

続いて、事項別明細書の歳出、18ページでございます、第3款民生費・第2項児童福祉費・第1目児童福祉総務費の児童健全育成事業2,189万9,000円についてお伺いしたいと思います。

児童健全育成事業の運営に係る国の補助金の基準額改定に伴う増額の補正と説明をお聞きしましたが、国の基準額改定の背景について、その理由は何かお伺いしたいと思います。

また、児童福祉総務費全体の特定財源として国・県支出金が1,457万2,000円となっているんですけれども、このうち児童健全育成事業の補助金に充てられているのはいくらかお伺いしたいと思います。

次に、22ページ、第6款・農林水産業費の農業費、3目の農業振興費の水田農業推進対策事業236万3,000円についてお伺いしたいと思います。

本事業は、日野町農業再生協議会運営補助金として当初予算に835万8,000円計上されています。今回、水田を畑地化し、畑作物の産地づくりの取組経費として増額補正をされています。当初予算と今回の補正に対する事業のすみ分けについてお伺いしたいと思います。

なお、農業振興費の特定財源が301万7,000円計上されているんですけれども、この財源は全て国・県支出金なのか、どこに充てられているのかということについてお伺いしたいと思います。

次に、同じく22ページの農林水産業費の4目・農地費の日野川基幹水利施設管理事業1,276万5,000円について、説明では、日野川基幹水利施設の修繕が必要となったことから、その負担金を増額補正するとのことですが、概要について、高額ですので、どのような修繕をされるのかお伺いしたいと思います。

また、特財が、国・県支出金として920万5,000円と、その他で101万3,000円が計上されておられますが、その内訳をお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より、議第72号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご質問を頂きました。

大谷公園のテニスコートの使用料の単価の改定というところで、増額の根拠とい

うところでご質問を頂きました。

今年度、テニスコートの改修工事が完了しまして、テニスコートのコート面がコンクリートのハードコートから人工芝のオムニコートに変わることとなりました。近隣の市町のテニスコートにつきましては、人工芝のコート、オムニコートになっております。このことから、同等な条件になりますので、単価の見直しを検討したところでございます。

平日の昼間の単価でございますが、現在日野町は1時間当たり400円でございます。近隣の市町の甲賀市では600円でございます。近江八幡市では500円でございます。竜王町では520円ということでございます。東近江市は、各場所によって値段が違ってまいりますので、おおむね420円というようなところがございます。このことから、近隣市町の状況を合わせまして、500円というところで改定をさせてもらっております。この分が100円の増額になっているところでございます。

町外の方の利用の価格につきましては、近隣市町どちらの市町につきましても2倍の価格になっておりますので、100円に対して200円と2倍の単価になっているところでございます。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（吉澤幸司君） ただいまご質問いただきました議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）の歳入の法人町民税の法人税割と固定資産税の償却資産の増額補正についての理由ということでご説明させていただきます。

まず法人町民税の法人税割ですけれども、令和6年度当初予算の編成としましては、不安定な国際情勢が続いており、原材料や物流費の高騰など、先行き不透明な状況が続いている状況から、令和5年度の12月に、当初予算の額を参考に、安全面も考慮し、令和6年度の当初予算を前年度から9,400万円の減額として2億9,600万の予算を計上したところですが、令和6年10月末時点におきまして、各法人から半年以上分の申告実績が確定し、かつ予定申告もおおむね予測できる段階となったことから、12月補正としましては1億8,700万円の増額として予算額を4億8,300万とするものでございます。

この要因につきましては、大手企業さんに影響するものが多いんですが、昨年度より課税標準額がかなり増額しておりまして、その分で税額が増えたことと、また、昨年は外国税控除というのがたくさんあったんですけども、想定しているよりもかなり影響が少なくなったということで、その部分で2つ合わせて大幅な増額というふうになりまして、要因としてはほぼそこの大手企業さんの部分が大部分を占めており、あとの事業所については増減いろいろありますが、全体としては微増という状況で今回の増額の提案となりました。

固定資産の償却資産につきましては、令和4年度の当初予算の編成としては、一

定の設備投資が見込まれることから、前年当初より4パーセントの伸びがあるであろうという見込みで償却資産の予算を立てたところですが、償却資産の申告期限が1月末というふうになっておりまして、当初予算の計上時には概算で計上しているところでございます。また、1月末を超えて申告があるところもございまして、その状況もつかんで、申告の実績が積み上がり、6年度の調定が固まってということになってきまして、12月補正としては1億2,700万円の増ということで予算を計上しております。主な内容としては、機械の設備と装置の更新というのが主な要因でございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 同じく一般会計補正予算（第7号）の児童健全育成事業の補正予算のことでご質問を頂きました。

こちらのほう、児童健全育成事業というところで2,189万9,000円と、この主な背景ということと、それから内容についてということでございますが、今回、国の補助基準額の単価ということがかなり上乘せになりました。1支援の単位当たりの補助額が約170万円ほどの増額ということで、今回、この日野町内、11支援単位ございますので、ほとんど、この支援単位の運営補助金に係る補助単価額の増額ということがございます。

その背景といたしましては、やはり、小学生、児童における保育ニーズの増加ということと、それから、学童指導員さんがその分確保できない、難しい状況があるということで、運営や、そういった処遇改善に係る増額ということが見込まれております。そういう形で補助の増額ということが来ております。

なお、特定財源ということにつきましては、国、県、それぞれ3分の1の補助率によりまして、合計1,457万2,000円が今回の増額分ということでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 川東議員から、議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）につきまして、第6款の農林水産業費の第3目・農業振興費の中から、水田農業推進対策事業につきましてご質問をまず頂きました。

日野町農業再生協議会では国の経営所得安定対策等の支援制度を有効活用しておりまして、農家の皆様が意欲的に農業を推進していただき、また、農業経営の安定と水田農業の活性化を図るための取組を、国の交付金を活用して運営していただいております。

そういった基礎的な運営をするために当初予算としまして計上をしておるところではございますけれども、今回、年度途中におきまして、その農業再生協議会では国の令和5年度補正を追加で要望されまして、畑地化の促進事業に取り組まれる

ということになりましたことから、町として補正計上をしたものでございます。

内容といたしまして、ブロックローテーションに向けた話合いに係る経費、さらに、畑地化に向けた関係機関との話合いに係る経費というものが主な内容というふうになっておりまして、人件費や、そしてシステム導入に係る費用、その他事務経費というような形になってございます。

年々、国の交付金のほうが、当初予算でいろいろお願いはしているんですけども、推進事業の割当てというのが大きく削られている状況にもございまして、こういった事業を活用して必要な整備等にも取り組むことができるということで、国の制度を有効活用していただくものでございます。

特定財源の内容として301万3,000円でございますが、こちらの水田農業推進対策事業につきましては、歳入の農林水産業費の県補助金の中の市町域経営所得安定対策推進事業費236万2,000円がこちらの水田農業推進対策事業には充当されます。残りの65万5,000円につきましては、今回補正計上で別でさせていただいております環境保全型農業の直接支援対策事業に対する補助金、県補助金が65万5,000円ということで、そちらへ充当しておりますので、合計しまして301万3,000円というふうになっているところでございます。

続きまして、同じく議第74号の今回の7号補正の、今度は農林水産業費の第4目・農地費の中で、日野川基幹水利施設管理事業の内容につきましてお尋ねを頂きました。

修繕の内容ということでございますが、国の国営かんがい排水事業で施行されました、送水管路のサージタンクと呼ばれる送水管の破損防止装置の配管類が突発的に破損したことに伴う修繕経費というふうになっているものと、それから、竜王町地先の第2段揚水機場に設置されておりますポンプ電動機のモーター部分が、負荷がかかったことにより焼きついたことに伴う修繕経費ということでございまして、2市2町でつくる日野川用水施設管理協議会に対し、日野町の負担分を計上するものでございます。

特定財源の内容といたしましては、分担金、負担金として、農林水産業費分担金として、日野川流域土地改良区の持分といたしまして、基幹水利施設管理事業分担金を101万3,000円、また、県支出金といたしまして、農林水産業費の県補助金、基幹水利施設管理事業費補助金920万5,000円を充当するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 大谷公園のテニスコートの根拠については他市町の例で、大体同じような、町内に対する町外は約2倍ということが根拠ということで、それぞれの市町に合わせた根拠があるということでございます。もし人工芝じゃなくてコン

クリートのハードコートをそのまま修理したならばこの使用料条例は改正はされなかったのか、人工芝にしたから増額になったのかという、よく分からないんですけども、そういうことなのか、いや、修繕に対する増額やということなのか、人工芝とハードコートによって増額するのかしないのか、そういうことが検討されたのかどうかということだけ少し教えていただきたいと思います。

それと、一般会計の補正予算の関係で、歳入の関係で、確かにありがたいことで、法人税割が、そして固定資産税が増額補正するということはあるありがたいということなんですけれども、1つ町内の大手企業が海外進出に伴って外国税控除ということが、昨年の決算などでいろいろ議論がされたと思うんですけども、この外国税控除ということ、どういうシステムというのか、どういうことなのかということについて、私をはじめ分からない方もいらっしゃるかも分かりませんので、ご説明を頂ければありがたいと思います。

それから、児童健全育成事業についてですけれども、国が基準額の改定をされて、そして、国、県の支出金が計上されています。ほぼ、国、県の支出金が充てられたのかなというふうに思っていたんですけども、ルール分としては3分の1ずつということなんですけれども、国の基準が変わったのやったらもう少しそのルールが変わらへんのかなというふうに思いましたので、ちょっと疑問があったんですけども、実際そういうことであればそういうことなんだなというふうに思います。

それから、農林水産業の2点についてです。

1つ目の水田農業推進対策事業は、要は農業再生協議会の運営補助金ということで、いろんなパソコンやいろんなタブレットの導入、そして人件費にも使えるということで工夫をされて、しかも、補助額がほぼ全額国費みたいな割当てですので活用されたという理解をさせていただきます。

また、日野川流域についても応分の負担の中でされていると。この負担について充てられた特財が結構有益な数字だなということを思いましたので質問をさせていただきました。

以上でございます。分かる範囲でお答えを頂ければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 川東議員より、テニスコートの使用料の見直しにつきまして再質問を頂きました。

今回の改修につきまして使用料の改定を見込んでいたのかというところでございます。大谷公園といいますか、都市公園の維持管理に関わりましては、債務負担行為の中でもお願いをしておるんですが、維持管理費が高額になることが想定されておりますので、少しでも使用料収入を増やしたいということを担当課のほうでは

考えておりまして、今回の改修に合わせてこの増額を考えておるところでございます。

テニスコートの構造につきましては、ミニスポのコーチさんなり使用されている方、また、町のほうに、意見ボックスなんか意見がありまして、ハードコートよりも、オムニのコート、人工芝のコートにしてほしいという声がありましたので、そちらを採用したということでございますので、今回の改修に合わせての改定ということでございます。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（吉澤幸司君） ただいまの法人町民税の関税の税額控除の関税で、外国税控除とはどういうものかということの説明のほうをとということでございましたので、日本国内で事業をされているものの法人税と、外国で、国外で事業をされている現地での法人税がそれぞれあるんですけども、国外と国内での法人税額の納税において、二重課税を調整するための控除額というのが、外国税控除というのがございまして、その控除につきまして、昨年はかなり多くあったんですけども、今年はその影響が少なかったということでございます。二重納税されているということの調整という意味の部分での控除でございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） テニスコートは、住民の要望、使用者の要望で人工芝にしたということで、ハードコートではなくて人工芝にしたことによって使用料条例を変えた。ハードコートであっても変えていたかも分からへんけれども、要望に応じた改修をしたということでございますね。分かりました。ありがとうございます。

それと、補正予算の関税で、大手企業さんが外国と日本の両方で課税をされていると、外国法人税と日本の法人税に合わせて二重になっているので、調整をされているので、その調整額が大きかったり小さかったりするということで、今回はあまり大きくなかったというための増額だと、こういうことで理解していいんですね。もし間違っていたら答弁をお願いします。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（吉澤幸司君） 質問いただきました。税額控除だけが影響しているものではなくて、税額控除も1つの要因でございまして、ただ、申告の状況を見ますと課税標準も大幅に増えておりますので、企業さんの業績がかなり好調だということも影響しております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 私のほうからは、議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）から、大きく2点、質疑をしてみたい。

まず1点目は、補正予算書の4ページ、第2表の債務負担行為補正について、2の変更で、日野町都市公園等維持管理業務が、令和7年度から令和9年度までの3年間で、補正前の限度額が8,196万1,000円で、補正後の限度額が9,536万4,000円に変更されております。このことについて、詳細にわたって4点ほどお伺いしていきたいと思います。

まず1点目に、この日野町都市公園等維持管理業務の債務負担行為は当初予算で8,196万1,000円上げられていることが記載されていますが、この金額算定そのものはどのようにされてきているものなのでしょうか。

2点目なのですが、今回、当初予算からの変更で1,340万3,000円の金額が追加されて9,536万4,000円になったということで、大きな金額の変更だと思っています。基本的なことをお伺いしますが、今まで債務負担行為の変更はありましたでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。それと、1点目と同じく、この変更になった金額算定はどのようにして算定されたのか教えていただきたいと思います。

3つ目は、1,340万円ほどが3年間にわたってですから、1年換算すると約450万円の増額ということになります。計算しますと約16パーセント。大幅な値上がりやと思っています。この要因は何なのでしょう。教えてください。

4点目、令和7年度から令和9年度までの3年間の長期契約の債務負担行為ということですが、これ、過去いつから、3年間の契約、長期契約をしてこられているのでしょうか。過去に、1年単位とか、もっと短めの単位契約があったのかどうか、その点を教えてください。

詳細にわたってはこの4点です。

大きく2点目なのですが、一般会計補正予算（第7号）の32ページ、33ページ、給与費明細書が記載されております。33ページの一般職、総括で、職員数が、補正前が522、それから補正後が527、要は5名の職員さんが増えているということで、その横を見ていると、要はお給料というか職員手当が随分減っていてということがここに記載されています。

その内訳を見ますと、その次のページ、34、35ページで、会計年度任用職員以外の職員さんの推移、これが7名減で、35ページには、会計年度任用職員さんの職員数が、303名から315名、12名増と。こういうことの要因が、最初言いました総括の人数と給与費の中に影響しているかなと思っています。

ほかにも、国民健康保険特別会計補正予算の中にも同じようにこういうふうに給与費明細書がつけられていて、それは52ページに記載されています。同じく介護保険特別会計補正予算も、こういうふうに給与費明細書が78ページに書かれています。

説明の際に人事異動に伴うものとの説明を受けておりますが、総括的に職員数が増えているようにも感じますので、今どのような傾向になってきているのか。

先ほどの詳細から見てみますと、会計年度任用職員以外の職員、正規職員さんと思えますけども、これが減っていて、会計年度任用職員さんが増えているという状態。要はお辞めになられている方がおられてその補充のためにとか、そんな傾向が見え隠れするんですけども、そのところの、要は実態というのがどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 山本議員より、議第74号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第7号）の債務負担行為の限度額の変更についてご質問を頂きました。大きく4点の質問を頂いております。

まず、当初予算でこの予算を上げていた中でどのような積算をされていたのかというところでございます。

当初予算で予算を上げるにおきましては、令和5年の11月の時点で単価を採用して、都市公園の管理する業務内容を整理しまして、それに基づいて積算をして設計書をつくっているというところでございます。

2点目の、このような差、大きな額で債務負担の変更が過去にあったのかどうかというところでございます。

債務負担行為でございますので、契約ができてしまいますと変更というのは生じないところでございますが、今回はまだ契約する前ということで、今回当初予算で予算を上げておるんですけど、今回の契約につきましては、年が明けてから、今、設計書をつくっておりますので、設計書ができまして、2月に入札をしたいというところでございますので、入札をするまでに変更が生じたということで、今回、変更を上げさせてもらったというところでございます。

3点目の、変更した設計書の時点というようなところでございます。

先ほど令和5年の11月で設計を組んだというところでございますが、2月の入札に向けて、今、設計を組ませていただくところでいきますと、設計をさせてもらっているのが令和6年11月、1年、単価が変わっているというようなことで、11月の単価で設計書をつくっているというところでございます。

ここで、4点目の質問の中で、1年に分割するとこの増加になった分が450万ほど増えていて16パーセントほど増額になっているよということでご質問になるんですが、6年度の積算単価が、労務単価が上がったということでございます。1つ例に挙げますと、普通作業員の単価です。こちらが、昨年令和5年11月ですと1万8,600円というような単価でございましたが、今年度の令和6年10月の単価になりますと2万1,300円ということで、1日の単価が2,700円上がっているということ

ございます。こちらの増加率が14パーセントほど増加になっているということでございまして、先ほど言っていただきました16パーセントという原因は労務単価の増加に伴うものであると考えております。その分におきまして変更をお願いしたいというところでございます。

いつから3年契約をしているのかというところでございます。

今、手持ちの資料の中で確認させてもらおうと、令和元年からは3年で契約をしているというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 補正予算の中の人件費、給与費明細書についてご質問いただきました。その中で、人員の、職員の傾向ということでご質問いただきました。

給与費明細書の34ページのほうに、いわゆる正規職員の職員数、そして35ページには会計年度任用職員の職員数を記載させていただいております。正規職員の減数が多いのは、当初予算を組んでから以降に退職者が若干出たということでございますので、そういった部分が少し数字がたくさん出ているのかなと思います。あと、基本的には、正職員については、退職補充については正職員でということですので、そのような形で充足するようにさせていただいておりますが、やはりいろんな行政需要がございます。また、突発的な業務もございますので、そういった業務につきましては、町の正規職員である、また、保育士、幼稚園教諭、また、現業の職員さんにつきましても、そういった行政需要に対応するためには、会計年度任用職員さんの雇用でもって力をお貸しいただいているというところでございます。

こういったことから、少し最近は人のほうが増えてきているという、確かに傾向がございます。ただ、会計年度任用職員さんをやみくもに増やすというのはいかなものかということもございますので、まず、その業務をしっかりと把握して、会計年度任用職員で本当にいいのか、また、本来は正職員であるべきんじゃないか、こういったところも少し議論を深めていかなければならないなと、このように感じているところです。特に正規職員につきましては、ただ定数がございますので、その中でしっかりと定数管理もしていかなければならないと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の債務負担行為の補正の件でございますが、金額算定については単価設定を建設計画課のほうで独自にされているものなのでしょうか。どこかに単価設計を依頼されているのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

非常にこの算定は広範囲に及ぶものだと思っています。例えば公園管理では、大

谷公園あり、内池公園あり、松尾公園、日野川ダム公園グラウンドの植木の剪定から芝管理、大谷体育館や野球場、多目的グラウンド、ゲートボール場などの整備や運用管理、本当に多岐にわたると思うんですが、これらがどれだけの人手を要して管理運営していくとした今の単価設計ということが本当にできているものなのかちょっと疑問に思ったので、あと、労務費だけで単価、やっぱりそれぞれの何をするからいくらやというふうに思うわけなので、ただ、先ほど言われました令和5年11月の単価設定で1万8,600円、それから、令和6年11月、1年先には2万1,300円やというお話がありましたが、果たしてこれだけの広範囲の業種に対して一律の金額設定でよいものなのかちょっと疑問を思いましたので、そのことを確認させていただきたいと思います。

確認なんですけど、これは、先ほどの繰り返しになりますが、建設計画課でやられて、業者さんに見積りということは一切取られていないという理解でいいのか、それは確認させて下さい。お願いします。

それと、この単価設計の積算、算定額は、要は当初予算に上がっていたわけなんですよね。当初予算に上げているということに対して私は、今回の12月に、変更じゃなくて追加で上げればよいことであって、そんなに金額が変わるような労務費が関わる案件をなぜ当初予算に上げる必要があったのか、その点がちょっと理解に苦しむんですが、その点、ちょっと教えていただきたいと思います。

3点目の年間450万円の値上がりの根拠を先ほど教えていただきましたが、やはり結構な大きい額やなと思っていて、ほかに債務負担行為で、要は人に関わる債務負担行為の案件がありましたが、そちらのほうは変更にはなっているんでしょうか。同じように、要は人に関わることで、人件費高騰があるので、当初予算の案件で人に関わる案件が確かあったと思います、その案件に対しては変更はあったのかどうか、その点を教えてほしいと思います。

それから、4点目なんですけど、長期契約の話なんですけど、令和元年から3年契約に移行しているという話で、それまではどうやったの。さっき最初に言いました、過去に、1年契約とか、それより短い契約はあったのかどうかという問いには答えてもっていませんので、その点をもう1回聞かせてもらおうのと同時に、要は長期契約に変えていったメリット・デメリットを教えていただきたいと思います。

大きな2点目の給与関係については、再質問はいたしません。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 山本議員より再質問を頂きました。

まず、積算の根拠は建設計画課独自でやっているものかというところでございます。積算につきましては、ちょっと質問の回答が前後しますが、3年の債務負担行為を行っているのは平成28年からということで、それまでは単年というようにとこ

ろでございます。28年から都市公園の維持管理ということで行っておりますので、過去からの作業内容を毎回見直す3年に1度の契約になりますので、過去からの設計内容を見直すとともに、参考見積りも当然取らる中で積算のほうを建設計画課のほうで行っているというところでございます。

人件費に関わる部分の増額というところでございます。あと、それと、維持管理の中の各項目というようなところでございます。

各項目ごとに積算を設けております。夜間警備なら夜間警備で工種を設けて人件費を算出しておりますし、グラウンド整備ならグラウンド整備で工種を設けて、うちがお願いしている各工種ごとに積み上げを行う中で人件費を入れてということになるんですが、今回の維持管理業務の中の内容が、おおむね維持管理がメインになってきますので、どうしても人件費がメインの価格になりますので、今回の人件費が上がったということで全体的な経費も上がってきたということでございます。

そのような中で、なぜ当初予算でこれを上げて今変更するのかというところで、そのメリット・デメリットというようなところでございます。

契約につきましては今年度の中で契約をしていく必要があります。今回の業務の発注は来年度からの発注ではございますが、4月1日から業務を実施する必要がありますので、今年度のうちに契約する必要があります。契約するにあたっては予算の確保が当然必要になってくるので、当初予算のうちからその予算を確保することによって、債務負担行為というものの予算を確保する必要がありますので、当初予算でこの予算を上げたということでございます。

当初予算で上げたことによって、その当初予算で確保した予算が、労務単価の上昇によって変更が生じたということでございますので、今回変更をしたというところでございます。

年度の予算を確保するという意味の中で、メリットとしては、当初予算で上げることによって、その分、枠取りができるということの中で、その分で計上をさせてもらったということでございます。デメリットというところになりますと、年度の途中でそれだけの予算枠を確保する必要が発生してきますので、当初からその分を、予算を枠取っておいて予算を確保していくということかと考えております。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 山本議員のほうから、再質問ということで、当初予算に上げた債務負担行為のほかの業務はどうかと、こういうふうなご質問を頂きました。

こちらのほうにつきましては、当初予算のほうで予算の確保ということから債務負担行為を上げさせていただいております。今回提案させていただいております都市公園等維持管理業務以外の業務につきましては全て、設定いたしました限度内のほうで契約もしくは契約に至る見込みでございますので、今回の補正につきまして

は1点だけということでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 再々質問になるんですが、先ほど答弁の中で、単価設計は建設計画課でするんだぞと。ただ、参考見積りを取るという言葉も出てきましたので、やはりこれだけ多岐にわたる作業、業務でございますので、参考見積りも取られてという形になろうかなというふうには思ったんですが、その中でちょっと気になったのが、今度入札をされるということなので、この決められた債務負担行為の限度額の金額が公になるわけですね。ということは、入札時に影響を及ぼさないかという懸念が出てきたので、入札時の限度額なので、これは超える額の入札価格は来えへんかなというふうに思うわけなんです、そういう位置づけで、いいならいいと言っていたら。そこの確認をしたいと思います。

それと、先ほど私の質問の仕方が悪かって、長期契約、要は平成28年度からという話なので、長期契約のメリット・デメリットで、長期契約をすれば、これは要は金額が平準化できるからメリットがあるよとか、そういうところをちょっとお聞きしたかったので、そのことを再々質問でお伺いしたいと思います。

それで、今回の単価改定にあたって懸念していることが、次年度、国スポが行われて、非常に、野球場の整備やとか、そんなのにも今の事業者さんが苦勞されていると思うんです。そんな、苦勞されていることも、要は金額、今回の労務費の改定に関わっていつているものなのか、そういうふうなのは全く当初の契約のとおりなのか、その点を確認させていただきたいと思います。

以上、お願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 3点再々質問を頂きました。

限度額が入札の価格と近くなるので問題はないかというところでございますが、積算をします、また、1月に設計書のほうをまとめさせていただきますので、最新の単価での積算ということになります。あくまで限度額というところでございますので、イコールではございませんので、そこについては問題ないかと考えております。

2点目の長期契約のメリットというところでございます。単年で契約するよりも、長期契約をすることによって3年間の間は単価変動もないということと、単年ごとに入札しますと、もし業者が替わりますと、その都度引継ぎ等も発生しますので、長期継続することによってそういう引継ぎがなくなりますので、安定した管理ができると考えているところでございます。

次年度の国スポに向けた対策というところでございます。この部分につきまして、費用を別で計上のほうをさせてもらっておりますので、今回の契約に関しては通

常の管理業務の内容になっているというところでございます。国スポに向けましては、別立てで、新年度予算で確保して対応していきたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） ありがとうございます。よく分かったと思っています。

これから入札をして契約を進められていくと思いますが、ぜひとも、契約の詳細内容があるか、あると思いますけども、その中に、今、町のスポーツ振興を非常に進めていきたいという思いもあって、また、定期的に現場の管理者と、それから生涯学習課さん、建設計画課さんも合同でミーティングを重ねておられますので、そういう、定期的にミーティングを重ねて、町の振興、スポーツ振興をしていくんだぞという項目を何とか契約書の中にも盛り込んで、より一層進むようお願いをさせてもらいまして、私の質疑を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、2点お伺いいたします。

1つは、議第72号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。先ほど川東議員がおっしゃったので、その部分については重複は避けます。

テニスコートの使用料改定に関わってですけど、今お話がありましたように、人工芝の改修に伴って時間当たり一律100円値上げと。そこに時間外料金のことが書かれています。時間外料金についても100円上がるというふうなことでなっているわけですが、利用の手引ですか、これ、ネットで取ったものですけど、この大谷公園の使用の手引のところを見ますと、時間外については事前に申請等を必要とします。これは当然だと思いますが、特例における使用可能な時間は午前7時30分からとし、夜間は午後10時00分以降の使用はできません。時間外使用は基本的に大会準備に限りますと。このような項目が、注意書きが書かれています。つまり、テニスコートの場合であれば、例えば夜にもうちょっと延長して練習したいというのは、それは駄目だと、そういうふうに取り扱われるんだと思います。

そうすれば、土日祝日に大会準備をするために、7時半から1時間準備をすると1,100円かかると。平日の場合はそんなに差はないというか、平日の場合は時間外料金が、午後の料金と同じ時間単価なのね。ところが、土日祝の時間外の単価は急に高くなると。これは恐らく、職員さんの勤務の関係とか、その辺のことだろうというふうに推測はできるわけですけど、8時半からの使用料は650円だというのは、その1時間前に、しかも大会の準備をするために早く使えば1,100円に一遍に上がると。倍近い料金がかかるわけですね。こういう料金設定というのはどうかなというふうに思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。

それから、これまで延長料金の徴収というのはどれぐらいあったのかということをお伺いしたいんです。決算資料の59ページに、テニスコートの月別の使用件数、それから人数、それから使用料収入については細かい表が書かれているんですけど、それが時間内か時間外かと、そういう区別はありませんので、実際に時間外にそんなに使っておられるのかなという感じもするわけですが、その辺りはどうなのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

それが議第72号に関わってです。

それから、議第74号の補正予算（第7号）についてです。

補正予算（第7号）の事項別明細書で、歳入のところの9ページ、民生費国庫負担金、それから、同じく11ページの民生費の県負担金、この歳入と、それからその歳出に当たる部分ですが、19ページの障害者総合支援事業の部分に関わってです。

障害者総合支援事業というのは当初予算から額の大きいものですね。当然膨大な額がかかるものですが、今年度の当初予算の歳出では8億1,087万8,000円と。今回の補正は節の扶助費で5,350万円の増額。この事業についてはほとんどが扶助費に当たるわけなんですけれど、これ、すごく大きくって、前年度も当初7億7,975万6,000円で、令和4年度については7億6,903万3,000円。国や県からの負担金があれば当然これはやっていけないものなんですけれど、今年度の増、それから今回の補正の増についてもとりわけ大きい額なんですけれど、要因とか今後の見通しなどを伺いたいというふうに思います。

作業所関係の方なんかにお聞きすると、利用者の重度化が進んだりとか、そういう形でどんどん大変なことになっているんやというふうなことはおっしゃるので、額が大きくなっても当然やっていかなければならない事業だと思うんですけれど、その辺の要因とか見通しとかをお伺いしたいと思います。

以上2点です。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 加藤議員より、議第72号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について質問いただきました。

テニスコートの時間外の使用料についてご質問いただきました。

議員のおっしゃられたとおり、時間外の時間は7時半から8時半ということでございます。大谷公園の開館の時間が8時半から22時、夜の10時までということで、時間外の単価が高くなっているところにつきましては、開館の時間外ということでございまして単価が高くなっております。

平日に比べ土日が高くなっているというところでございますが、過去の経過から高くなっているというところでございまして、近隣の市町では実はこのような時間

外の使用は認められていないというところの中で、日野町の過去からの要望や取組の中で実施をされているところということで確認をしておりますので、どうしても時間外の利用になりますので、どうしても単価が高くなっているというところでございます。

実際の利用の状況というところでございます。こちらにつきましては、ここ5年間ちょっと確認をさせてもらって1件の利用があったというところですが、ほとんど利用はないというところでございます。通常につきましては開館の時間内での利用をお願いしているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 同じく補正予算の中で、障害者総合支援事業の増額の要因ですとか今後の見通しについてご質問を頂きました。

今回増額をさせていただく主な要因といたしましては、1つには3年に1度行われる報酬改定が1つ要因であるのかなというふうに思っています。

あと、先ほど申されましたが、サービスの利用状況につきましても、確かに重度化が進んでおります。日野町におきまして、新しいサービスができたとか、障がいの方が大幅に増えたという要因はございません。こういう意味からすると、障がいの方がだんだん高齢化していくということに合わせまして、サービスの必要も増えてくるというようなことが主な要因かなということになっているのかなと思います。

あわせまして、見通しにつきましても、今、先ほど申し上げましたように、年齢がどんどん上がっていくということでございますので、今後ともこのサービス給付につきましては増額が見込まれるのかなというふうには考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 簡単に再質問させていただきます。

テニスコートの件については大体そんなことだろうと思ったんです。実際にそんなに利用はないんだろうし、だからこういう欄があるということぐらいに理解をしておいたらいいのかなというふうに思っているんです。分かりました。

それから、福祉のほうですけれど、それもいろいろ現状を聞いていると、すごくよく分かります。ただ、今後の心配としては、これ、国や県からちゃんとそういう形で負担金があるものなんじゃないかな。その辺り、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 再質問を頂きました。国庫補助、県費補助についてでございますが、一定のルール分ということもございますので、その辺はしっかり給付していただくというのが本筋だと思いますので、そういう部分につきまして、し

っかり見ていかなあかんのかなというふうに思っているところでございます。よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） どうもありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、私からは、報第12号、専第8号、報第13号、専第9号、この2項目について質疑をさせていただきたいと思います。本当は報第13号だけお尋ねしようと思っておりましたけれども、報第12号は柚木議員がお尋ねになりましたのでと思っていたんですけれども、先ほどの生涯学習課長のご答弁を聞いておりましたら、ちょっとこれはお尋ねしないといけないなと思いましたので、急遽2つさせていただくことにいたしました。

まず、報第12号、専第8号についてですけれども、青パトの方が交差点で右折されようとしたときに、前方の左側が、右側から、直進する相手方車両の後方左側に接触し損傷させたという事故状況というふうに伺っております。

その中で、先ほど課長のご答弁で、大丈夫だろうと思って出たけど、最初は当たったことも気づかなかった。これ、青パトを運用していらっしゃる安全なまちづくり協議会としては、だろー運転は絶対よくないと、かもしれない運転、来ているかもしれない、危ないかもしれない、これをやれって、これを徹底しましょうって言っているのが安全なまちづくり協議会ですよ。その運用の中で、大丈夫だろうって、どういうことですか。この辺、ちょっと、私、理解できないんですけれども。

この運転者さん、ふだん協力して下さっている、ありがたい方ではありますけれども、この事故があった後にこの運転者さんに対して、再教育なり再講習なり、行われたんでしょうか。その辺をお伺いしたいなというふうに思います。

また、額としては4万円ほどですので小さい額かもしれませんが、なぜお尋ねしようと思ったかという、本会議の質疑ですので、補正予算などでも事項別の質疑などは本当は委員会に譲るべきだと私は思っておりますので、ここではそういう質疑をするつもりはなかったんですけれども、この専決処分については、ここでお尋ねしなければもう質疑する機会そのものを失ってしまいますのでここでお尋ねするわけですが、額としては小さいかもしれませんが、例えばですよ、立場を変えて言うと申し訳ないんですけれども、我々議員が、大丈夫だろうと思って出たところ当たったけれども、当たったことすら気づかなかったなんていうことをもし発言して、ドライブレコーダーが何かに取られていて、これが表沙汰になって公表されたら、多分議員生命に関わることになる大ごとだと思うんですね。当た

ったのが車の後方だったからまだいいですけど、これが人であったら大変なことになっております。

だから、決してこれ、私は軽い問題ではないというふうに思いますし、こういうことが発生していることに対して議員が議会で追求しないということになったら、議会は何をしているんや、議員って何のために存在しているんやということにもなりかねないと思いますし、これをここでお尋ねしないと、うちの執行側の皆さんはそんなことはないと思いますけれども、行政の緩みであるとか、そういうことにつながりかねないという心配もありますので、これをお尋ねするわけでございます。

こういった交通安全の講習というのは、先ほどの柚木さんの質問にもありましたけれども、安全なまちづくり協議会以外にも、公用車を運転していらっしゃる方、いろいろあると思うんですね。場合によっては、例えば観光協会の方も公用車に乗られるかもしれませんし、ほかの公民館の方も乗っていらっしゃる。年に何回ぐらい、どういった講習あるいは研修をしていらっしゃるのでしょうか。そのときに講習を受けて、どういうふうなところを気をつけないといけないと思ったかというようなアンケートというか、受講した感想とか、そういうものもちゃんと統計を取っていらっしゃるのでしょうか。この辺もお尋ねしたいというふうに思いますというのが1点。

もう1点ですけれども、もう1点は専第9号のほうですけれども、草刈りをしていただいていて、その飛び石が自動車のフロントガラスを損傷させた。数年前にも、桜谷こども園でご協力いただいている草刈りの方が、石が飛んで車が傷ついたという件もありまして、そのときにも多分、私、質疑もさせていただいたと思うんですけれども、石が飛ばないための対策というのをそのときもされていたと思いますけど、今回はどのような対策を取っていらっしゃったのでしょうか。あるいは、何人で作業していらっしゃったのでしょうか。例えば道路、県道とか、そこでも、国道とかの脇でも草刈りしていらっしゃるというのは必ず何人もで、複数でやっていらっしゃるって、片方の方がシールドを持って飛ばないようにされて、片方の方は刈り払い機などで草を刈っていらっしゃるというのを見かけるわけですけど、何人で対応していらっしゃった事案なんのでしょうか。この辺もお尋ねしたいと思います。

お願いします。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま後藤議員のほうよりご質問がありました報第12号の事故のことについて、改めまして私のほうから、住民の皆様、それから車を所有されていた方に対して謝罪したいなというふうに思います。大変申し訳ございませんでした。

このことについては、私、直接は指導はしていないんですけども、管理をお願いしております必佐公民館さんのほうの館長さんを通じて、このようなことがないようにということで、事故当初からお願いをしておりますということで、事故の相手方のほうにもすぐに電話を入れて謝罪のほうにも行っていただいております。なおかつ、運転をつかさどっていただいている青パトの方々に対しても、事故のないようにということで、注意喚起ということでお願いをしておるところでございまして、そのことに関しては公民館のほうで対応いただいたというふうに思っております。

金額として4万円という金額が少ないということではない、事故が起こったそのものが大変なことでございますので、今後とも、住民の皆様、それから、私たち職員も含めまして、事故がないようにということで肝に銘じてまいりたいなというふうに思いますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ご質問いただきました、公用車を運転するほかの団体への講習はどうしているのかということでございます。

全てをこちらのほうで把握しているわけではございませんけども、基本的にはそれぞれの団体で責任を持って安全運転に努めていただくのが本来かなと思います。ただ、公用車は町の財産でもございますので、そういったところにつきましては改めて、各団体に向けて、注意といいますか、注意喚起を促したいなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 後藤議員さんのほうから報第13号の損害賠償の額を定めることについてのご質問を頂戴いたしました。

こちらの損害賠償の物損事故につきましても、以前にも飛び石でガラスが破損したということがございましたので、現場の職員にはそのようには、日々の中では所属長を通じて申していたところですが、残念ながら今回もその意識がだんだんと希薄化している中で、まず石が飛ばないような対策をできていたかということなんです。これも1人で作業を作業員がしていたということですので、複数ではなく1人でやっていたということ、それから、ほかに、当然1人ですので、飛ばないようにコンパネを持つとかネットをすとかいうような対策ができておりませんでした。大変申し訳ございませんでした。

教育委員会としまして、教育長名で早速、教育機関の小中学校長、それから各教育施設の館長、室長に、飛び石の安全管理ということで再度徹底ということで、まず飛散防止のネットを設置するでありますとか、車が接近したときはエンジンを止めるでありますとか、2人1組で作業して、道路側で飛散防止の対策をして、車の接近を知らせるでありますとか、そういうような具体的な注意喚起をさせていた

だいたところでございます。

引き続き、現場の作業をしていただく職員につきましても、その辺のことについて再度徹底してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 生涯学習課長から専第8号についてのご答弁を頂いたわけですが、本当に車だったからよかったという言い方は車の持ち主には申し訳ないんですけども、これが例えば人であったりしたらちょっとかすっても大変なことになりますし、かすっていなくても危ないと思ってよけて転んだらまたそれも大ごとになるかもしれません。

そういう意味では、額は4万円であったとしても重大な事案であるということをしつかりと肝に銘じていただいて、ぜひ、これはお願いですけれども、要望はこの質疑ではしちやいけないんですけども、こんなことができないかなという意味でお尋ねするわけですが、今までにあった事例などをまとめていただいて、これも含めて、講習なり研修なりのときに、過去に、何月何日にあった事例はこんなことであったというのを一つ一つ示していただくことができないかなと。そうすると、よりリアルに、切実に自分のこととして捉えられるんじゃないかなと。同じ場所では同じことが起きる可能性ってやっぱりあるわけですので、あそこを通るときには気をつけなあかんと、やっぱり運転者も思うようになると思うんですね。こういうことができないかどうかを1つお尋ねしたいというふうに思いますし、もう1つは、公用車を運転するということについては、これは非常に大きな責任も伴うわけですし、今、総務主監のお答えの中で全てを把握しているわけではございませんがというのがありましたけど、公用車を運転するんですから、全てやっぱり把握しておかないといけないんじゃないんでしょうかね。把握しなくていいものなんですか。私はその辺、しっかりとさせていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

それと、前にもこれ、お尋ねしておりますけれども、しばらく大きい事故というのは起こってはおりませんけれども、年に何回、講習、これ、別に公民館の人だけじゃなくて、あるいは安全なまちづくり協議会の人だけじゃなくて、例えば役場の庁舎の中でも会計年度任用職員も含めてやっていらっしゃるのか、全ての関連する団体の人もやっていらっしゃるのか、年に何回やっていらっしゃるのか、この辺もちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

もう1つの専第9号のほうについてですけれども、今、教育次長のほうから、ネットを張ったり、シールドも持ってこれから作業していくということですが、これ、石が飛んで、もし本当に目にでも当たったら大変なことになりますし、そういう意味ではこれも、車のフロントガラスでよかったと言ったら、車の持ち主の方、

いらっしゃるかもしれませんが、怒られるかもしれませんが、大変なことなんじゃないかなと思うんですね。だからこそ、土木事務所なんかでも、県道、国道、こういったところの草刈り作業には、今、本当にたくさんの人員が配置されてやっていますね。あんなにたくさん要るのかな、初めは思っていたけど、こういう事例を見るとやっぱりあれだけ人数が要るんだなというふうに思います。

多少それは人件費がかかるかもしれませんが、何より大事なのはやっぱり他人さんにけがをさせないこと、やっぱり事故を起こさないことだと思いますので、その辺は必要な経費だと思いますので、多分それを予算として計上されてもそれに反対するような議員はうちの議会にはいないと思いますので、その辺もしっかり対応、今後していただけるかどうか、その辺も併せてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 再質問頂きました。この中で、公用車を運転するということで、全てを把握していないのはいかななものかとお言葉を頂きました。まさにそのとおりかと思います。こちらのほうにつきましては、私どももしっかりと対応してまいりたいと、このように思います。

それと、もう1点は年に何回ぐらい講習をしているのかということでございます。

こちらにつきましては、春と秋に交通安全運動期間がございますので、その部分につきましてしっかり啓発を行っているということと、あと、職員に関しましては、安全運転の運動期間がございまして、日野町役場として、参加事業所として職員のほうが数名参加して、この期間につきましてはしっかり安全運転に努める、日頃から安全運転に努めるのは当然でございますけども、あえてこの運動期間ということでさらにしっかり努めて、事故を起こさない、そういった心構えで取り組んでおりますので、そういったことも安全運転の啓発の1つやと思っております。また引き続き、公用車の安全運転につきましては取り組んでまいりたいと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 私のほうから、過去の事故の事例をまとめて、それということで、皆さんに注意喚起する、大変いいことだなというふうに思います。いろんな事故があると思います。ヒヤリ・ハット集とか、ネットでもいろいろ出ておりますし、そういうことをまとめて、それを教訓に、今後事故が起きないように研修、それから講習に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） ありがとうございます。報第13号につきまして再質問を頂

戴いたしました。

予算というか人件費のことのご指摘を直接に頂戴したんですが、まずは現有の体制の中で、例えば各校に用務員がおりますので、用務員同士の協力はできないか、学校には校務支援員という職の会計年度任用職員がおりますので、その方がすぐできるかどうかはあれですけども、そういう職員の活用ができないかとか、そういう工夫をする中で、まずは工夫していくということも、現場と相談をしていきたいなと思います。

あとは、やはり、学校施設、教育施設につきましては、子どものいる時間帯は作業をしないとか、一番やっぱり大事なものは、人命とか人の体に傷がつくというようなことについて最優先で、まず作業についても周知徹底して研究してまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） もう質疑はいたしませんけれども、例えば草刈り、学校の草刈りなどにつきましては、今も次長がおっしゃっていらっしゃるけれども、複数の学校が町内にございますので、用務員さんのお仕事のタイミングなどを、スケジュールとかを合わせていただいて、何校かの用務員さんで1校に当たるといような方法もあるかと思いますが、そういうことも含めてまたぜひご検討いただけたらと思いますので、しっかりよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第70号、専決処分について（令和6年度日野町一般会計補正予算（第6号））については、委員会付託を省略し、討論を行い採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第70号、専決処分について（令和6年度日野町一般会計補正予算（第6号））については、別に反対討論がございませんので採決いたしたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、採決をいたします。

議第70号、専決処分について（令和6年度日野町一般会計補正予算（第6号））については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第70号、専決処分について（令和6年度日野町一般会計補正予算（第6号））については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3 請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願についてを議題といたします。

本日までに受理いたしました請願は、お手元へ配付の文書表のとおりであります。朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、朗読を省略いたします。

請願は、文書表のとおり、総務常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

日程第4 議第71号から議第77号まで（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか6件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託については、付託案件の朗読を省略し、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

－休憩 11時06分－

－再開 13時30分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

日程第5 一般質問を行います。

お手元に印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

3 番、谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） それでは、午後からもよろしくお願いします。質問させていただきます。

今回は2つ、一問一答方式で質問させていただきたいと思っています。

1つ目の質問、いきます。まず1つ目は住民サービス向上のために。

前回9月の一般質問では、開庁時間、閉庁時間が、9時から16時45分は検討していないという答弁を頂いていました。今回は、それに取り組んでもらいたいので、質問を通して執行側の意思を確認していきたいなと思っております。

早速1つ目なんですが、8月28日から試験的に運用を開始した、開庁時間8時10分、閉庁時間17時30分、5時30分は、やってみて効果や問題はありましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 3番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 谷口議員から、住民サービスの向上のために、開庁閉庁時間についてご質問いただきました。

8月28日から役場庁舎の施錠時間のほうを、午前8時10分解錠、午後5時30分施錠に見直しさせていただきまして、約1か月間の試行期間を設けさせていただきました。この間の住民さんへの影響については、特段問題はございませんでした。また、効果のほうについてですが、セキュリティが当然ながら向上したのかなと考えているほかに、午後5時30分以降の住民の方というのは来庁がないのかなと思いますので、その部分については、少しでも職員が早く退庁できる環境に近づけられたのかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3 番（谷口智哉君） 施錠時間、開閉庁時間に関しては、セキュリティの向上ということが一番最初におっしゃられて、どちらかというと副次的な目的で働き方改革というのを挙げられていたんですが、答弁の中に、職員が早く退庁できる環境に近づけられたという文章が入っているということが、ちょっとでも効果があったのかなと思いました。

ただ、私、今回一般質問をする中で、町長はじめ執行側の皆さんと意識の違いがあるんじゃないかなと思って、そこにずれが生じると、働き方改革ということ掲げていても、最終的な結論にずれが生じるのではないかなと思っていました。そして、過去の答弁を基に、自分の頭の中で少し整理をしてみました。

段階を踏んでみると、まず、執行側に働き方改革が必要であるという認識はあるのか、そのことについては、昨年12月の一般質問で町長に対して、町長は様々な場面で業務改善という言葉を使っておられますが、そこには職員の負担軽減や働き方

改革が含まれていますかという質問をしました。その答えとして町長から含まれているという答弁を頂きました。なので、町長はじめ執行側は、働き方改革が必要であるという認識はあるということがその時点で確認できました。

次に、その必要な働き方改革のために行動をするつもりはあるのかということを検証したくて、また一般質問を読み返していきました。それに関しては、昨年8月に、日野町働き方・業務改革推進本部設置規程に基づき、日野町働き方・業務改革推進本部を設置されました。中でも今年3月の副町長の答弁では、ワークスタイル部会について部会のテーマを「業務効率化により時間を生み出し、さらなる住民サービスの向上と成長をし続ける組織を目指す」とし、さらに、目標として「時間、人、お金の無駄をなくす、多様な働き方ができる組織風土をつくる、生き生きと働く、いわゆるやりがいを感じて働く職員を増やす。」とあり、ここで、さらに明確な目標を掲げて行動していることも確認できました。

では、働き方改革の具体的な課題とは何なのか。課題認識の話にはなるんですが、何が問題なのか、何を改善したら働き方改革につながるのかという部分で、ここで、私が働き方改革と言っているものと、執行側が働き方改革と言っているものの、具体的な体现をする中でずれが生じてしまうと、解決の入り口でつまづいてしまいます。どんな組織やチームであっても、せっかく思いが同じなのに、いざ行動しようとするに進まない、そんなことは、どの時代、どこの組織にでもある話です。

そこで、私は答弁の中から、実際に現場の職員さんが何を課題だと思っているか抜き出し、それに着目しました。これも、3月の総務課長——そのときは総務課長は違う方だったんですが——の答弁の中で、「職員から出ていますのは役場の閉庁時間でございます。朝は8時に施錠を解錠しております。夕方は6時に閉錠しております。これは職員の働き方の点から見ますと、実は勤務時間は先ほど議員おっしゃったように、朝8時半から夕方の5時15分までとなっております。当然、駆け込みで5時15分を過ぎてから住民票とおっしゃるお客さんには、今、丁寧に対応しております。それを勤務と見るかどうなのかとか、いろんな考え方がございます。ちょっと自分も子どもの迎えがあるので急いで、今日は5時20分には職場を出たいという職員がいるけども、お客さんがあったらそういうわけにいかへんとかいう中で、そうすると、住民の方からすると6時までオーケーなんかみたいふうに取っていただいている方も中にはいらっしゃるのかなというような意見とか、けども住民サービスを低下してはいけないという意見の中で、もう少しその例えば電話の取次ぎの時間でありまして、閉庁時間・開庁時間の工夫ができないかというような意見が具体的に出ています。」とありました。

答弁の中でも触れられておるように、日野町職員サービス規程の第2条では、職員の勤務時間は午前8時半から午後5時15分までとするとあり、3月時点、この答弁を

頂いた時点では、朝は勤務時間の30分前から夕方は勤務時間の45分後まで、町民の方が自由に出入りできるようになっていました。つまり、これは勤務時間より前や後に住民対応をすることが前提となっていますし、その間、対応している間に処理できなかった事務は、それ以降に処理することが前提となっています。

例えばお店では、開店準備をしてから開店して、閉店後は閉店業務をします。もちろん、開店準備や閉店業務の従業員も勤務時間です。日野町役場では、その時間がなくて、個人情報や機密情報を含む内容や、お金を取り扱うところもそうですが、課内で打合せが必要なことも、住民さんが役場内にいる時間に共有しなければならない、取り扱わなければならないという状況だということです。

先ほどの課長の答弁は、私が働き方推進本部の業務改善部会ではどのような話が出ていますかと聞いた際の答弁で、課長より一番はじめに一番ボリュームのある内容で答弁いただいた内容です。

つまり、職員さんから出ている具体的な課題の内容の中でも結構上位のほうにあるものだと私は認識しましたし、答弁全体を通して聞くと、それがやはり重要であると思われます。私の課題認識の中でもそのことについてはより踏み込んだ解決が必要だと思いました。

ここまでの3月時点での課題であり、解決の方向性を執行側が示したものと認識していますが、実際変更されたのは、9月の総務主監答弁で、先ほどもありましたが、8月28日から8時の解錠を8時10分に、18時の閉錠を17時30分にということでした。さらに、実施の理由としてはセキュリティ一面が前面に出ていて、3月に出ていた、子どもを迎えに行くなどのワーク・ライフ・バランスのことや勤務時間外の対応については副次的なものという言葉が添えられて触れられているにすぎませんでした。

この時間帯の問題は2つあって、そもそもこの時間帯だと日野町役場は勤務時間外で住民さんへの対応が前提となっている、また、もう1つ、個人情報や機密情報を大量に扱い、情報共有や連携が必要でもあるにもかかわらず、打合せをする時間や準備の時間がないということです。なぜなら、勤務時間の前に住民さんが自由に出入りしたり、電話がかかってくるから。つまり、変更があった3月と9月の時点で、閉庁時間、開庁時間が変わっているにもかかわらず、存在する問題はあまり変わっていないということです。

この2つの問題を解決するのであれば、9月の一般質問のときに少し触れさせていただいたんですが、9時から16時45分にすべきではないでしょうか。つまり、始業してから30分は、お客さん、住民さんが立ち入らないような時間、終わった後の30分は業務に集中する時間というものをつくるべきではないでしょうか。

この質問するにあたって、10月からこの時間帯で取り組んでいる彦根市役所の働

き方・業務改革推進課に伺ったところ、時間外勤務を前提としている開閉庁時間を見直すという観点から検討していったそうです。やはり、彦根市役所でも同じような観点で業務改革が必要という観点で取り組んでいたということが分かります。

この状況はもちろん日野町役場にもそのまま当てはまります。町長が9月の答弁で、上が決めるのではなく、現場に即したボトムアップの中から出されていたものが非常に大事という言葉が使われていました。それに関しては、3月の答弁で現場からの要望があることは明白です。もちろん現場の声はあります。その中でもう一度伺いたいと思います。

2つ目の質問、窓口対応時間および電話の対応を9時から16時45分体制に、今後検討されませんか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

いろんな状況があるかと思います。当然ながら、役場の働き方、職員の働き方もあるかと思います。こういった部分につきましては、既に事例で導入されたところもございますので、窓口の対応時間、また、電話の対応時間なんかにつきましてはの見直しも、住民サービスの低下にも十分注意しながら、どのような内容がこの日野町にふさわしいのかを十分検討しながら考えてまいりたいと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、答弁の中で住民サービスの低下という言葉がありました。

3月の答弁でも、先ほどありましたが、住民サービスを低下してはいけないとありました。今の時間帯だと、職員さんの自己実現やワーク・ライフ・バランス、今の主監の答弁からいく働き方の話の中で、ワーク・ライフ・バランスの充実が担保されない体制の上に成り立っている住民サービスそもそもが、住民サービスが低下していると言えないでしょうか。対応する時間が長いことが住民サービスの向上ではないと思います。お客さんを迎えるにあたって、ちゃんとした準備や打合せができた状態からスタートすることが住民サービスの向上だということだと思っています。

もしかしたら世代によってはそういった時間を確保して対応する時間を短くすること自体が住民サービスの低下と捉える方もいらっしゃると思います。私も最近すごいよく思うのが、世代間のギャップってあって、60代、70代の方と常識の話をするときに、本当にそここのところの違いが出てきています。特に上もそうですし、下の場合だと、20歳ぐらい、10代としゃべったときもそういった違いが出てきています。

その中で、若い職員の方は、やはり自己実現、午前中の答弁にも少しありました

けど、そういった働き方や生活とのバランスというものを重視する方も多くなっていると思います。ぜひそういったことで対応していただきたいなと思っています。

住民サービスの低下に関してなんですけど、今回、住民課の方に、質問をするにあたって少し協力を頂きました。1週間の間なんですが、8時半から9時まで、そして16時45分から17時15分まで、窓口の対応と電話の対応がどれくらいあるかというのを調べていただきました。住民課長をはじめ住民課の皆さん、ご協力いただきありがとうございました。

本当に忙しい時間帯の中でデータを取るということをしていただいて、今回その2つの時間帯を普通に合計して単純に5日間で割ったときに、窓口の対応というのは1日当たり、朝晩合わせると6人で、電話の対応が8.4でした。これが多いとか少ないとか、多いと取ると、やはりその時間、対応できなくなるというのは、住民サービスが低下するというようなことになると思います。

ただ、私はそこに、今の時代、着目するべきではないと思っています。どうしてかということ、先ほど挙げた個人の自己実現やワーク・ライフ・バランスをないがしろにしてまでつくり出すような住民サービスは、そもそも住民サービスが低下している状態がデフォルトになっていると思うからです。準備ができていない、打合せができていない状態で住民の対応をするということは、サービスが低いサービスを提供しているということになると思います。

今回の題名で「住民サービスの向上のために」と入れたのは、そこを解決するために時間を9時から16時45分にしてほしいがために「住民サービスの向上のために」と入れました。これから向こう何十年と働き手が少なくなることが見えている中で、もう金融機関の一部では、お昼、お客さんの対応をしませんよというものも増えてきています。今後、日野町役場がほかの市町と比べて選ばれる、そして生き生きと働けるような職場環境をつくるためには、町長をはじめ執行側のかじ取りが大事だと思います。ぜひ、検討されるということだったんですが、前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで1問目の質問を終わります。

それでは、2問目、よりよい保育環境の構築のためにしなければならないこと。

これも9月の一般質問に対する答弁の関係なんですが、保育の職場環境の改善について議論していると頂きました。対子ども、対保護者、そして保育者同士のコミュニケーションを充実させることが「子どもの保育の改善」にもつながるともあり、職場環境の改善や人員確保の重要性をこの場で再認識させていただきました。

しかし、具体的な取組については触れられず、「環境づくりを進めていきたい」という言葉で締めくくられたにすぎませんでした。

令和10年度からは新しいこども園の開園も予定されています。そこで、いま一度、現場で頑張ってくれる人が安心して働ける環境になるのかを伺いたいと思います。

令和7年度の人員は、公立私立の必要人数に対してどれくらい充足しているのでしょうか。さらに、クラスを受け持つ保育士さんが無理なく働くためにはフリーの保育士や短時間のお手伝いが必要だと思うんですが、それらの確保状況はどうなっていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今、谷口議員のほうから、よりよい保育環境の構築についてということでご質問を頂きました。

まず、令和7年度の人員の充足度ということにつきましては、現在調整段階ということではございますが、入園の申込みの状況、それから、加配対応職員、また、フリーの職員の調整、配置等も踏まえまして、これからも体制整備に努めていきたいと考えております。

なお、フリーの保育士等につきましては、クラス担任のフォロー、また、研修等で保育士が欠ける場合につきまして、代替職員として手助けを行ってもらっています。保育補助職員も含め、園全体の運営において必要不可欠な存在ということであるため、こちらも確保に向け努めてまいります。

フリーの保育士につきましては、園によって違いはあるんですが、現在は各園数名ずつ、合計全体で10名程度の配置ということで今しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 答弁の中で、令和7年度の人員の充足度については現在調整段階ではありますがということだったんですが、調整段階というのは、今、実はあんまり人が足りていないと、その中で割り振りというのを出している段階なのか、それとも、もう足りてはいるんですけど、时期的に、今、人員の割り振りを考える時期という意味の調整段階なのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 調整段階ということで申し上げました。現時点におきまして、保育士の人数はまだ十分というわけにはいかない状況ではございますが、できる限り保育現場を円滑に運営していけるよう調整を図っているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 新年度が4月から始まる中で、12月の中頃で十分ではないという、かなり危機的な状況だと思います。今後確保をしていく中で、さらにしていく施策とかはお考えなんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今年度も、また、次年度の7年度に向けてということでもあります。今、保育士の確保につきましては、年間通じまして保育士募集ということをしております。もちろん広報ひの、また、ホームページ、それから組回覧等においての周知はもちろん、ハローワークや、それから、県の保育協議会というところでの求人チラシへの掲載等も実施しております。また、保育士同士のネットワーク、いわゆる人づてというか、口コミというか、そういう形で人員の確保ということも一緒に頑張っておりまして、この日野町で一緒に働いてくれる保育士の募集につきましては、今も、これからも人員確保に努めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 先ほど組回覧ともおっしゃいましたし、いろんなところで募集に関しては個人的にも目にすることはあるんですが、実際まだ採用が決まっていないうけどこういう予定ですよ、今の人数よりも増える予定ですよというのは、具体的な話はあるんでしょうか。面接の予定が何人あるとかはあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 実際のところ、最近でも、現在も募集をかけている最中でございます。また近日中にもそういった採用の面接等を実際受けるということには今なっている状況もございますが、まだその中でも人員としては完全に足りているという状況ではないということでもありますので、これからも引き続き、人員募集、人員の確保ということで努めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） ちなみに十分ではないということでしたが、もし、最悪、人が集まらないといった場合に、保育環境は充足するよりも苦勞をかけることはあるかもしれないですけど、お子さんや保護者の方、受入れができないとかいうような状況にもなることはあるんでしょうか、現時点の話で。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 確かに子どもさんの入園への影響ということが一番迷惑をかけてはいけないということでは思っておりますが、現状、今、職員へのヒアリングとか、それから人材確保ということで、一生懸命、現場の保育士とも調整しながらそれに努めてまいっているということで、今の現状としてはそういった取組に頑張るということで思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） もう少し明確な答弁があるとありがたいんですが、じゃ、質問を変えると、このまま保育士さんの人数が増えない場合に、一旦入ることが決まったけど、3月の段階になって入れなくなるとかいうような状況になる場合もあるん

でしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今現在、来年度の入園児の人員の調整というか、そういう形をやっております。最終、保育士の人員も決定した中で子どもさんの入園の決定もさせてもらうということになりますので、その途中で、3月でそういった急に入園ができないという状況は必ずないようという事で、いつも毎年そういった対応をしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 分かりました。

これから保育の環境をよくしていく上の最初の初年度でそういう、悲しいというか、保護者も、児童というかお子さんも、安心できないような環境というのは非常に、今後、令和11年に向けていろんな計画を立てる中で、非常に幸先が悪いというか不安の残る出発地点にならないように頑張ってもらいたいと思います。

ほかの市町の、近隣での保育士の確保の状況というのは、課長のほうでは把握していますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ほかの市町の状況というところでございますが、滋賀県内全体といたしましては、やはり保育士不足というのは日野町と同じくあるということはもちろん聞いてはおりますけれども、実際のところ、日野町のほうにも、近隣市町からこの日野町で働きたいという形で保育士さんが来てもらうこと、会計年度任用職員さんにはなりますが、そういうこともやっぱりございますし、逆に日野町からほかの市町へへ行かれる、そういった保育士さんもらっちゃうということで、そういった行き来が、実際のところ、近隣市町、県内含めまして、同じように起こっているという状況は把握しております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） これからの労働力の人口、全体的な人口も減っていく中で、とりわけやはり子ども、町長の政策でも子どもの政策ということは2つの目標のうちの1つに掲げられていますし、今の県の動きでも大事だと思います。

ただ、全体的に充足していない状況というのは非常に危機的な状況だと思いますが、人員の確保に関してはどうしても仕方のない部分というののももしかしたらあるかもしれません。

ただ、日野町では日野町なりの努力の仕方というのはあると思うんですが、課長というか日野町として、ほかの市町に比べて、日野町で保育士になっていただくメリットというか、アピールポイントというか、携わってもらえるよさというのは、日野町に何かあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ありがとうございます。

私思うに、日野町での保育士として働くメリットは、まず最初には、地域との交流が本当に、今までからずっと本当に深いということは、まずそういった点として挙げられると思っております。

近年、保育士さんのいろんなゆとりがない中、そういった地域の交流も若干薄れてきたことはあるかもしれないんですけども、それでも、やっぱり地域の皆さんが、例えば野菜が取れたら持ってきてもらえたり収穫体験をさせていただいたり、また、落ち葉拾いでありますとか園庭の掃除も、本当に気安く、地域の方々、頂きました。そういったことでは本当に、日野町の保育所で、幼稚園等も含めまして、しっかり地域交流ができていかなというの、すごくアピールというか、よい点だなというふうに思っております。

また、今、いろんな支援が必要な子どもさんも増えておる中、その辺のしっかりしたサポート、そういった体制も日野町は手厚いのかなというふうに思っております。

そういったことで、保育士さんが本当に熱心に関わっていただきまして、これらの子どもの生活、また、これから小学校へつなぐということを熱心に取り組んでいただいているなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） メリットというのは人それぞれな部分もあるかもしれないんですが、町として押す部分がある部分であれば、募集要項のところちょっとイメージできるようなものがあると、日野町の保育士の資格を持っている方が日野町で前向きに就職してもらえないんじゃないかということもありますし、先ほどおっしゃったような人づて口づてで、よその市町からも選択肢として日野町を選んでもらうことができるかもしれないので、そういったところで、情報発信のほう、ちょっと見返しながらしていただければと思います。

2問目の質問として、コミュニケーションが取りやすいようにするため、人員確保以外の施策は考えているのでしょうかということなんですが、先ほど、人が充足していないとそんな時間も取れないんじゃないのかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。人員確保以外で、保育士さんの負担軽減、そして、園児、保護者、保育士同士のコミュニケーションが取れる方法というのは考えておられるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ありがとうございます。

コミュニケーションが取りやすくするための施策ということで、2点目、頂きま

した。

これにつきましては、風通しのよい職場環境づくりに努めるということが一番大事かなというふうに思っております。短時間のミーティングを定期的を実施することや、また、悩みや意見等をそれぞれの職員が共有しやすい雰囲気をつくるということに努めたり、そして、業務や担当の役割分担を行うことで、互いに助け合う、チームワークを高めるという工夫も必要やというふうに思っております。こうした保育士同士の信頼関係を深めることで、働きやすい職場環境づくりに努めたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今頂いた答弁の中で、重要と考えていますとか思われますとかいうようなことはあったんですが、もちろんそういうことを考えていらっしゃるの
はふだんから森課長を見ていると思うんですけど、そういったところを実際に職員
さんたちに落とし込むというか、生かすために、園側、特に責任者の園長さんとか、
主となる保育士さんとかと、そういう組織づくり、風土づくりをしていこうという
ことは、意思疎通、共有ということができていて、具体的施策につながるような動
きはされているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ありがとうございます。

毎月定例の園長会というのを実施しております。その中でしっかり、各園長さん
含め、また、その職員さんへの周知というところで、こういったコミュニケーション
を深める風通しのいい職場づくりにおいては、しっかり園で努めてもらうよう、
周知、そういった話合いということをさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今この場でこの内容を検証することができないので、また来年
度に向けて、私自らヒアリングすることによって、声、拾っていて、また別の角度
から課長とそういった形で情報共有ができて、よりよい改善につなげていければい
いなと思っています。

それでは、最後の質問ですね。ほかの方の質問とももしかしたら重なる部分があ
るかもしれないんですが、日野町幼児教育保育施設再編整備計画では、令和7年度
から令和11年度にかけて大変革をするようなスケジュールです。中には、既存の建
物を取り壊して新しいこども園を造るとかいうような話もあります。スムーズな移
行が必要だとは思いますが、現時点でどのような体制で進めているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 現時点における体制というところでございます。

今、子ども支援課の子ども支援担当と、それからまた管理職員におきまして、今

回の施設の再編整備業務というのに取り組んでいるという現状でございます。

また、子ども支援課全体としましては、今年度から、子育て家庭担当という担当の設置、それから兼務職員の配置ということでの体制の充実を図っているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、最後に体制の充実を図っているという言葉があったんですが、でも、答弁の大枠の話を見ると、新年度から、7年度から令和11年度に向かって、ハード面もソフト面もいろんなことをしていなければならないと。でも、答弁の冒頭にもありました、子ども支援課の子ども支援担当と管理職員において取り組んでいるということは、後段にあった子育て家庭担当も多分専任での再編計画の主たる担当でもないんじゃないのかなと思ってくると、ほぼ現状の人数でやっていくというような捉え方もできるんですが、そういうことなんですか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ありがとうございます。

現状の体制かどうかということで質問いただきました。職員の人事や組織体制に関わる話ということにはなるんですが、今後、議員のおっしゃるとおり、建築の関係とか、技術的なそういった方面での力も必要やということでも思っております。町として、限られた人員の中で施設の再編整備業務が計画どおり進められるように、今後も子ども支援課の職員を中心といたしまして、また、先ほど来あります保育現場で働く保育士さんのお力もお借りし、関係する職員みんなで、それぞれの持っている力を合わせましてこの業務に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 何かだんだん悲しい方向の話になっていくんですが、今の答弁にあった現場で働く保育士さんというのも、最初に人数が充足しないということを書いて確認した上にもまだ業務が重なってくるんじゃないのかなと思っています。

ちょっと例題を出すと、私の妻の話なんですが、今、職場でISOを取ろうということでこの2年間動いていて、やはり同じように人員がそれで増えるわけではないと。コンサル会社とかも入ってはいるんですけど、実際は現場でマニュアル化とか手順を見直したりとかをしていると。そのために何をしているかというと、ルーチン業務に関しては時間内にします。ISOの業務に関しては時間外にします。ただし、準備とか業務の締めとかはできないので、土曜日に黙って会社に行って業務をしていると。そして、行ったら二、三人、同じような状況がいます。

もしかしたら役場でも、こんなことはあってはならないことだと思いますが、そ

ういうことは起きているんじゃないのかなと思っています。それが、現在、今もう令和6年、7年の状態で、準備室か何かをつくってスムーズな移行に細心の注意を払っていかねばならないと思うんですが、向こう数年間、今のような体制だったら、職員さんや現場の保育士さんの負担増につながらないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 確かにそれぞれの職員の負担増ということには、このままの状況だとそういったことにつながるかなということとは想定させてもらえると思います。ただ、これから、来年度、これから先のことも踏まえまして、そういった体制づくりということについては、総務課も含めまして協議をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、総務課の名前が出たんですけど、特に答弁を求めることはないです。

子どもや保護者を含む地域住民のため、そして、職員さんの負担軽減のため、スムーズな移行のために、再編準備室など、ふだんの業務と切り分けたものが必要だと思います。それこそ、先ほどおっしゃったような設計とか、あと、職員さんのフォローとかも、また、新しい園が開園するとなるといろんなことが起きると思いますので、そういったことに、現場の職員さん、そして管理職の皆さんも、無理なく行けるようにしていただきたいと思います。その中で各課同士の連携を強めて明るい日野町の未来をつくっていただきたいと思います。

これで2つの質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、通告に従いまして2題、分割にて1題ずつお願いしたいと思います。

まずはじめに、米価の安定と生産調整ということで、ひとつよろしく願いいたします。

9月の一般質問に続いて今回も農業問題で、ひとつ、農林課長、よろしく願いいたします。

農林水産省は令和6年米の作況指数を10月19日に発表されました。それによると、10月25日現在の作況指数は101でありました。平年並みとなりました。近隣の農家や農業組合の話を聞かせていただきましても、作柄は昨年と同じぐらいの収穫量であったと聞いております。

しかし、6年産米の価格は特別な価格となり、前回9月議会で質問させていただいた米価高騰の要因が、肥料代など高騰、生産コストの増加を反映して、農家に支払うJAの概算金が上がったこと、この夏のお米の品不足を受け、また、マスコミ

等の報道もあり、米の集荷業者間の競争がとても激しかったことが第一の要因ではないかと、このように思われます。

J A日野3支店でのお米の集荷内容を聞いてまいりました。前年度、その前も不作でしたが、集荷量の集荷対比は前年度対比81.93パーセントで、ほかの集荷業者にお米が流れたとも思われます。

また、一等米の比率も67.6パーセントと、これまた猛暑と害虫の被害で歩留りが本当に悪かった結果となりました。

これでまた12月に入りますと、来年度のお米の作付計画に入ります。肥料、生産資材の申込み、転作計画と大変ですが、令和7年も本年と同じ価格であればよいのですが、本当にそのように思っております。

主食用米がこれだけ高騰すれば、加工米、また、W C S、家畜用飼料稲の作付をやめ、主食用米の品種と変更されるのではないかと、このように思います。

減反政策をしていない農家もあり、また、農家間での不快感が見受けられるようでございます。減反政策は政府の押しつけではございませんが、農家が政策を守っていたことが今日のこの米価の結果となったかと、このように思います。

農業再生協議会では、来年度の転作計画を守られるのか、行政の指導も含め、7年度の計画があれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 13番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいま、米価の安定と生産調整についてご質問を頂きました。

令和6年産主食用米に対するJ Aの概算金については、令和5年度と比べ1俵当たり約5,000円の増となりました。近年、米の価格の低迷が続いておりましたので、単年で終わることなく安定して伸びていくことこそが生産者にとって重要であると考えております。

その一方で、加工用米等の価格は交付金を加えても主食用米には及ばないことから、課題として国に対し現状を伝え、検討をお願いしております。

農家の皆さんには、早くも来春の作付に向け準備を進めていただいております。生産調整については平成30年に、それまでの国が生産数量目標を示すやり方から、滋賀県農業再生協議会や各市町の同協議会が目安としての生産目標を示す形へと変更をされています。

現在、日野町農業再生協議会では、滋賀県農業再生協議会から示された生産目安等を参考に、来年度の方針を検討されているところです。

12月下旬に開催予定の日野町農業再生協議会の総会にも、私も委員として出席をさせていただいて、農家にとって不公平感ができる限り生じない計画となるよう努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 昔から百姓には、百姓の来年ということや、また、豊作になれば、豊作貧乏という、こういう昔からのような言葉もございます。

ちょっとこれでまた再質問をさせていただきます。

今から31年前、平成5年だと思いますが、平成の米騒動ということがありました。その年は本当に大凶作の年でありまして、その年の米価も本当に高く上がって、百姓の農家の長男は、ベンツやらよい車に乗って走り回せるというような、一般市民からもこう言われたという話を聞いております。

その年を超える今年は本当に取引価格が高かった。米の卸売業者などの相対取引の価格では玄米1俵当たり2万円を超える価格となり、本当にJAの集荷もままならなかったというような話を聞いております。

これで本来の米の生産原価と労働対価が算出されたのではないか、今年の価格はこのような価格になりました。農業者の生産意欲がこれで出てくるのではないか、農業後継者、また、営農法人なども魅力ある経営に取り組めるのではないかな、このように思います。

再度伺います。安定した米の生産供給のためにも、生産調整や減反政策を守り、収益が確保できるような政策を取るのか、再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 西澤議員から再質問を頂きました。

生産調整という、その仕組みにつきましては、現在守られていない方に対してペナルティーが特にあるわけでもございません。また、行政から、それに従っていないからということで、強制的な指導等もできない状況となっている状況でございます。

そういう中であって、米を安定的に、そしてまた、農業をやっていただいて、もうかるなど、これ、続けようというふうに思っていたくためには、農家の皆さんと、そしてまた、行政や各団体・機関が協力しながら進めていく必要があるのではないかなというふうにも考えております。

町としましては、先ほども町長のほうが申しましたように、再生協議会と連携をより一層密にしまして、情報の収集や提供に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

今年の秋以降の動向といたしまして、米の価格が上昇したことによりまして、市場では特売をしても米が売れないところもあるというふうなことの報道もございます。その一方で、町内のJAさんには、集荷が思うように集まらなかったということで、これ、滋賀県全体で見ますと近江米が不足をしているというような状

況になっているかなというふうに思います。

再生協議会に来年度の動向を少し伺いますと、国、県ともに、生産の目安は今年度に比べて増やす見込みであるということと言われておりまして、日野町の農業再生協議会も、それらを鑑みまして、その目安よりもさらにもう少し主食用米を作っただけの状況でお示ししたいなということで、今、調整をしているというような状況でございますので、また総会等で示される状況について確認をしてまいりたいなというふうに思うわけでございます。

国のほうでは、この夏の米の品薄の状況を見て、少し来年度は営農計画書の取扱いを変更するように考えているというふうに聞いております。従来、営農計画書につきましては6月末で締切りだったものが、その提出期限は変わらないんですが、修正期限を8月20日まで、約2か月弱延ばすというようなことで考えているということでございます。このことによりまして、転作作物の作付の面積をより、実際の市場の動向、実需に合った形で修正がしていただけるのではないかなというふうにも考えているところでございます。

そういった取組、再生協議会と共に情報を収集して、農家の皆さんにもご提示する中で判断を頂きながら、より市場の求める状況に合わせて農業に励んでいただければというふうに思うところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 再生協議会と情報を密にして、ひとつ行政のほうもお考えを頂きたいなと、このように思っております。

お米の生産と供給のバランスが狂うと、これ、本当に豊作貧乏、農家には豊作貧乏という言葉がついてきますので、ひとつそこら辺のバランスを守っていただきたいなと思いますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

それでは、2問目に入らせていただきます。

2問目は被災地の教訓をどう生かすかということでひとつよろしく願いいたします。

令和7年で阪神・淡路大震災から30年の年でもございます。今日まで、大きな震災、大雨などで、テレビ、新聞などで拝見してきました。阪神・淡路大震災のとき、私は酪農業をしておりましたので、牛乳を3日間廃棄した苦い経験もございます。

直近では本年1月1日に能登の震災、各地で発生する災害が、10年に1度は大きな震災、災害が起きております。その間、尊い生命や財産が、それぞれ失われております。

今後30年間の間に南海トラフ地震が発生との予想がされております。現に、8月に南海トラフ地震臨時情報が発令されました。無事に月日が流れ、今日ではもう何事もなく太平の世の中でございます。

世間では、コロナ禍の後、付き合いや近所間の交流も希薄になり、全く寂しい状態でもございます。いざというときの行動が取れないかと、このように思われます。

当鎌掛では、年1回7月に、日赤奉仕団の皆さんと運営会、自主防災会との3団体にて、炊き出し訓練を行ってもらっております。災害発生時、町の職員さんや行政組合の職員さんも救助活動に出動されているが、そのときの現状や、救助活動、もし被災されたときの行動などを、出前講座や防災訓練時などに生かせられないか、現場で行ってきた活動や現状を報告していただければ、参加される皆さんも災害対策の教訓になるのではないかな、このように思います。

このような提案をさせていただきますが、いかがなものかお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、被災地における災害対応の教訓を町の災害対策にどう生かすかについてご質問を頂きました。

南海トラフ地震をはじめ、当町におきましても、災害がいつ発生してもおかしくない状況でございます。現在、日野町地域防災計画や職員初動マニュアルに基づき総合防災訓練を行い、災害発生に備えているところでございます。

また、災害発生時において、他市町からの応援職員や支援物資等の受入れ、配置等を円滑に進めるため、災害時受援計画の策定を現在進めております。この計画では、被災地での初動対応や災害支援の経験を教訓に、職員の具体的な初動対応等についても見直しをしていきたいと考えております。

東近江行政組合の職員については、緊急消防援助隊として、いち早く被災地に派遣をされ、主に人命救助や応急処置、搜索、医療機関への搬送、倒壊家屋の瓦礫や土砂の除去等の任務に従事をされました。

また、地域での行動については、お互いが助け合う共助の重要性から、平時より顔の見える関係づくりに努めていただくよう、出前講座を通じ、周知を図っているところでございます。

今後も引き続き、地域防災力を高めるため、被災地支援で得た教訓を災害対応に生かしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 庁舎内での受入れ体制、それぞれいろいろ聞かせていただきました。また、これ、9月の一般質問で、前回柚木議員が、準備物、また、避難場所、それぞれ詳しく聞いていただきました。よく覚えております。今度は今回の質問に対して再質問をさせていただきます。

再質問といたしましては、これは私ごとですが、私の息子も本年1月2日の夕方から、能登の震災に、緊急消防援助隊として3日間、それからまた、8月の豪雨災

害にも被災地へ出向き、主に初動で人命救助派遣のようにも聞いております。家で話を聞いてみても、何を聞いても、大変やった、ひどい現場やった、被災された人は本当にかわいそうやった、ただそれだけのことで、それ以外のことは何も口にはしません。これは仕事柄、守秘義務があるのかなと、このように思われます。

公的な場所なら被災地などで見てきたことを話せるのではないかな、地域の防災を高めるためにも、被災地救助支援隊で行ったこと、これを教訓に生かしてしゃべってほしいなど、このように思っておりますが、私たち町民は、ここ半世紀間、本当に大きな災害を味わってはおりません。本当に素晴らしい町でございます。昭和34年9月26日に伊勢湾台風がございました。私の知る限りはそれ以来、本当に大きな被害には遭ったこともなく平和な町であり、それだけ先人たちの安全や安心なまちづくりに努力されたことのあかしだと、このように思っております。

住民一人ひとりがいま一度、災害に対して関心を持ってまちづくりをしていたきたいと思いますが、何かあればお伺いしたい、これに対してお伺いしたいなど、このように思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま西澤議員から、地域への生かし方等について再質問いただきました。

おっしゃられるとおり、緊急消防援助隊、当東近江地域におきましても、1月1日の夕刻から被災地へ派遣されまして、救助活動等、活動されたと伺っております。

また、私含めて町の職員も、被災地への支援活動に携わらせていただいたところでございます。

そのような活動に対しての地域住民さんへの報告という形ではないんですが、防災出前講座でお申込みを頂いた地域の皆様方に対しまして、日野町防災士連絡会の協力を頂きながら、いろいろ防災のお話をさせていただいているんですが、その中で能登の報告という時間を設けまして、町の取った体制のご報告と、現地での活動の状況の説明、また、カラー写真等を用いて、地域住民さんの皆様に、被災地の状況をお伝えさせてもらっているところでございます。

確かに、テレビで、報道で詳しく住民の皆様はご承知かと思いますが、実際見てきた職員の立場として、報告もさせてもらっております。

それに併せまして、出前講座等の機会を通じまして、実際避難所がもし開設された場合、極力避難をお願いします、そういう機会を通じてお話もさせてもらっておりますし、自助、共助、公助のお話から、地域での助け合いが一番大事でございますという、協力をお願いするお話もさせてもらっております。また、前回の一般質問でもございましたが、AEDの使用の場面に遭遇された場合につきましても、周りへの配慮を心がけていただきたい、それと、同じく出前講座の機会を、あらゆる

機会を通じて進めていただきたい、それが町全体の地域の防災力向上につながりますというお話もさせてもらっているところでございます。

いずれにいたしましても、防災の出前講座の機会を通じまして住民周知を図っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 災害をあおるわけではございませんが、いろいろそれぞれ住民さんにも周知徹底していただいて、本当にいざというときの対応がほんまにきちっとできるものかなと、このように思うのが本当に心配なところでもございます。やはり地域住民が、一人ひとりが本当に心がけていざというときの心構えを持つことが必要ではないかな、やはり自分らの命は自分で守るということが一番最後の手段ではないかなと、このように思っております。

災害といってもこれ、全国各地で、なかなか自分らの身を守ることが大変でもございます。これから、毎年寒いときに大きな地震が起きる、阪神・淡路大震災でも1月17日、去年の能登の震災も1月1日ということで、本当にほっとしたときにがさっと来るということで、日々がやはり大事な、日々の準備が大事なと、このように思います。

我々も気をつけていきますが、執行部の皆さん方、いざというときの初動体制にはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、事前通告に基づき、分割方式にて2点、一般質問をさせていただきます。

最初に、日野町防災基盤整備事業について、川東の配付資料の①、防災基盤整備事業を参考にさせていただきたいと思ひます。

なお、私の一般質問の通告書の中で「消防力の基準」という記載があるのですが、これは平成12年に「消防力の整備指針」に改正されていまして訂正したいと思ひます。

それでは質問に入ります。

毎年4月の全町区長会において日野町補助事業等一覧表が配付され、各区長は地域の必要性に応じ活用されています。近年の物価高などにより工事費が高騰し、町補助金の率や上限の基準が地元にとって大きな負担となっているのではないのでしょうか。

豊田地域自治会連絡協議会から、防火水槽の老朽化により更新しようと計画しているが、日野町防災基盤整備事業の上限基準により、超過分は全額地元の負担となり、事業実施をためらっている、補助事業の上限を上げてほしいという要望を受け

ています。

この要望は全ての自治会共通の課題であり、建築資材をはじめ、近年の物価上昇の中、町の各種補助金を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

特に、日野町防災基盤整備事業における防火水槽、小型動力ポンプについては、主に消防団員が点検、訓練、火災現場で使用するものであり、果たして自治会への補助金制度がふさわしいものなのか疑問です。町は、消防法や消防力の整備指針に基づき、必要な防災基盤の整備と管理をすべきと考えます。

防火水槽は、町が入札し工事を実施します。町と落札業者の契約額の30パーセントが地元負担となり、工事費の上限は600万円で、地元負担は180万円となります。

町の契約額が上限に達しない場合は地元負担は下がりますが、上限を超えると超えた金額全額が地元負担金となり、180万円にプラスされます。

防火水槽工事を希望する自治会は、前年度に申請を上げ、認可されると翌年度に実施となります。そして、入札により工事費が確定するため、地元で事前準備金がいくらになるのかは分かりません。

この上限額は、平成23年度までは450万円、平成24年度から26年度までの3年間は500万円に改正されました。理由として、当時の物価高騰によるものとされています。

平成27年度からは600万円に改正され、理由として、二次製品である水槽本体の費用が値上がり傾向であることに加え、消費税率の引上げによるものとされています。

その後、今日まで物価上昇があっても改正はなく、10年間同額が続いています。

また、小型動力ポンプについても、町と落札業者の契約額の30パーセントが地元負担で、上限額は130万円、地元負担は39万円です。限度額は、過去20年以上、見直しがされていません。

令和3年度から令和6年度の実績をお聞きすると、この期間に契約された8自治会全てが上限額を超えているとのこと。こうした現状から、本事業の制度を抜本的に見直し、来年度予算から反映できるようにならないかと思い、次のとおり伺います。

①日野町の消防設備の整備基準について、防火水槽と小型動力ポンプは一体どの地域にどれだけ必要なのか。例えば、消火栓は1か所当たりに対象人家が何戸であるとか、防火水槽はどの範囲に何か所必要であるなど、その基準をお伺いします。また、その管理チェックはどのようにされているのか伺います。

②防火水槽工事および小型動力ポンプ購入において、これまで上限額を超えた工事費および購入額について、その年度、件数、超過額を伺います。

③県下他市町の防火水槽および小型動力ポンプの補助制度はどのようにされて

いるのか。制度内容やその補助率、上限額について伺います。

④本事業における町の財源は、地元負担30パーセントを除く事業費を100パーセント充当、70パーセントが交付税措置される緊急防災・減災事業債を活用しています。交付税措置される事業の地元負担金の在り方は、現状のままでよいのか。本事業を自治会の対象事業とせず、町直営事業として実施できないか。町の見解を伺います。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） ただいまは、日野町防災基盤整備事業についてご質問を頂きました。

1点目の消防設備の整備基準と管理につきましては、防火対象物から消防水利に至る距離が140メートル以下となるよう、消防法の規定に基づき、消防水利の基準が定められております。管理については、防火水槽および小型動力ポンプについては地域で維持管理をお願いしているところです。消火栓については、町から水道事業に対し維持管理負担金を支出し、水道事業として上下水道課が管理を行っております。

2点目の基準額の上限を超えた件数や金額については、防火水槽は、平成30年度以降5件設置し、うち4件は600万円の基準額以内となり、令和3年度の1件のみ649万円で49万円基準額超過となりました。小型動力ポンプについては、議員ご指摘のとおり、令和元年度以降8件購入し、その全てにおいて基準額の130万円を超える契約となっております。超過額は20万から30万円となっております、本年度の1件については48万円程度基準額を超過した契約となっております。

3点目の他市町の補助率や上限については、東近江管内の市町では、防火水槽は上限なく事業費の3分の1の額を地域にご負担いただいている市町や、上限を100万円として事業費の6分の1の額を地域にご負担いただく市町があります。また、小型動力ポンプは、上限なく事業費の3分の1の額を地域にご負担いただく市町や、補助金の上限を32万5,000円とし、購入費の4分の1の額を補助する市町、同じく上限を100万円とし、購入費の3分の2の額を補助する市町があるなど、様々な状況となっております。

4点目の地元のご負担の在り方については、当事業は、町が発注し、その費用を全額支出後、設置に係る基準額の30パーセントの額を地元にご負担いただき、基準額を超えた部分については全額地元にご負担を頂いております。

防火水槽や小型動力ポンプが設置された地域については、一定消防水利の受益を受け、防災力が向上する観点から、相応の地域のご負担を頂く受益者負担は必要と考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6 番（川東昭男君） それでは再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁では、消防水利は基準を確保した上で、防火水槽と小型動力ポンプは各地域で、消火栓は水道事業として上下水道課が管理をしているとのこと。管理台帳や図面が管理されていると思います。そこでお聞きます。

地域では、過去の火事の実験から、次の非常時を心配して、既存の設備や更新を、そして新設を、補助事業により整備しています。あればあるほど充実することは分かりますが、一体どの地域にどれだけ必要なのか。本来、消防法という消防水利の設置者は市町村であります。維持管理についても市町村が行うと、消防法20条第2項、なお、水道事業者は公共の消防のための水道に消火栓をつなげなければならないことが、水道法第24条第1項に規定されています。地域の負担はどこまでなのか。町としての整理について伺います。

②でございますけれども、防火水槽は令和3年度以降、小型動力ポンプは平成30年度以降、全てが上限額を超えている現状に、対策が必要なことがよく分かります。

なお、防火水槽については、周りを囲むフェンスの設置や、別の場所に新設する場合の既存施設の撤去費用は補助対象外となっています。

上限額を超えた地元負担と合わせて、設置場所によってはさらに地元の負担が増していくことになります。

近年の契約額が全て上限額を超えている現状をどのように見ておられるのか、また、なぜ上限額を設けているのか伺います。

③と④について、併せて再質問させていただきます。

他市町の補助制度につきましては、東近江行政組合管内の2市3町について資料を頂きました。

防火水槽においては、東近江市は市が設置し地元負担3分の1、上限はなし、近江八幡市は制度がなし、竜王町は町が設置して地元負担なし、愛荘町は町が設置して地元負担6分の1、負担の上限は100万円となっています。

小型動力ポンプについては、東近江市は自治会が購入し、市が補助金として3分の2を補助し、その補助の上限額は100万円、近江八幡市は自治会が購入し、補助金として4分の1で補助金の上限額が32万5,000円となっています。竜王町は町が購入し、各自治会に1基配付、20年に1度更新する、地元負担なしとなっています。愛荘町は町が購入、地元負担3分の1、負担上限なしとなっています。

合併されて20年がたつ2市と3町の制度に格差が見られますが、日野町と3町の違いを見ると、竜王町は基本的に地元負担はなし、愛荘町の防火水槽は最高額を負担しても100万円、日野町の180万円プラスと圧倒的に開きがあることがうかがえます。

④の直営事業として実施できないかという質問に対して答弁は、当事業は町が発

注し、その費用を全額支出後、設置に係る30パーセントを負担、基準額を超えた部分は全額地元負担としているです。契約額に係る全額を町が支払った後に地元分担金を受け取るということは、私は負担金ではなく寄附金ではないかと思います。いかがお考えですか。

また、本事業は、緊急防災・減災事業債として最も有利な起債が活用できる他の補助制度とは性格が異なると思います。充当率が100パーセントの起債であるのに、なぜ上限を決めているのか、70パーセントが交付税措置されるのに、なぜ補助率は30パーセントなのか、お伺いをします。

近隣の竜王町のように、町の直営事業として、地元負担なしですべきではないかと考えます。この場合、設置要望が多くなることも想定されますし、財政上の制限が課題だと思いますが、消防水利の整合性を図りながら改善していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま、町と地域の管理やご負担の整理、基準額上限の設定ならびに寄附金の問題、地元のご負担等について再質問を頂戴いたしました。

まず、消防水利の地域での必要基準や維持管理を含む、町と地域の役割の範囲についてでございますが、どの地域にどれだけ水利が必要なのか、先ほど町長答弁にもございましたが、消防水利の基準に基づきまして、住宅の件数や人口ではなく、消防水利から防火対象物までの距離、つまり消火栓から住宅までの距離を要件として判断しておるところでございます。先ほど140メートルと町長答弁がございましたのが、その距離で判断しているということでございます。

また、維持管理につきましては、消防法では、町が行う、市町村が行うこととなっておりますが、現状は、消防団員や自警団員の団活動の一環として、年に数回、防火水槽の水位の確認や消火栓の点検等を実施いただいているところでございます。

続きまして、基準額の上限につきましては、これまで町では、消防水利の基準に基づきまして、防火水槽として最低限必要な容量である貯水量が40立方メートルの水槽が設置できる金額を標準額といたしまして、そのための土を掘る土工や人件費の工事費等を標準的な金額として算出しております。また、小型動力ポンプにつきましても同様に、消火活動に必要な最低限の性能を有するポンプの購入費用を標準的な金額として算出しておるところでございます。

上限額を超えている現状につきましては、昨今の工事費の上昇の影響が顕著に現れておりまして、一定上限額の見直しも必要であると認識しておるところでございます。

続きまして、地元からご負担いただく金額は負担金ではなく寄附金ではないのかというご質問に対しましては、これにつきましては、地方財政法の第4条の5に割当的寄附金等の禁止という規定がございます。これは、地方公共団体は住民に対しまして、直接、間接を問わず、寄附金を割り当て、強制的に徴収してはならないという文言がうたわれておるところでございます。地元のご負担につきましては後に答弁させていただきますが、今回の防災基盤整備事業につきましては、地元にご負担を求めるという性質上、寄附金としての歳入はそぐわない、あくまで寄附金は納める方の意思に基づいてするものでありますので、今回の防災基盤整備事業につきましては、一定のご負担を求めていくほうでございますので、寄附金としての歳入はそぐわないと考えております。

加えて、このご負担につきまして、分担金条例を定めておりませんので、現状は、歳入科目でございます第21款の諸収入の雑入の消防費雑入で地域のご負担を歳入しておるところでございます。

最後に、有利な起債を活用するにもかかわらず、基準額である上限設定と地域のご負担を30パーセントとしているのか、また、地元のご負担はなしとすべきであるというご質問に対しましては、水利が充実することは大変有効とは考えておりますが、一定標準的な仕様を設けることにより、過剰な性能や装備を防止することができるため、財政上の制限は一定必要とは考えております。地元のご負担につきましては、防火水槽を設置した周辺地域は消火栓に加え一定水利が充足するという益を受ける、つまり、その地域は消防水利の受益があるということと判断いたしますので、相応のご負担を頂く考えを持っておるところでございます。

近隣市町におきましても、竜王町を除き、額の大小はあるものの、同様の見解、一定ご負担は頂く必要があるという見解を持っておられることと推測するところでございます。

また、30パーセントの負担割合につきましては、十分、過去から審議した上で現在に至っていると判断しており、また、過去当該事業で実施され設置された防火水槽等に対しまして地域がご負担いただいたことの整合性や平等性の観点から、現行の負担率を下げることは難しいと考えておるところでございます。

しかしながら、基準額につきましては、昨今の消費税増税や工事費等の増加は十分認識しておるところでございますし、また、少子高齢化が進む中、自治会の運営の難しさも叫ばれている現状から、地域防災力向上のため、負担が軽減され、地域が設置要望しやすい環境を早急につくることは大事かと考えております。

基準額の見直しについては、今後検討してまいりたい、研究してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） ①の答弁は、地域でどれだけ必要なのかという質問には答えていただいていない。

②の答弁では、近年の契約額が全て上限額を超えているという現状をどのように見ているのかとお伺いしたのですが、その理由として工事費の上昇が影響とお答えいただきました。しかし、本当の理由は資材の不足や物価の上昇ではないのですか。物価上昇を原因にすれば他の補助金に影響を及ぼすなんていうことは考えていないと思いますけれども、非常に気になる答弁でした。

③については、日野町と同じ東近江行政組合である2町の違いを見ると、圧倒的に開きがあることがうかがえます。

④の中では、寄附金は地方財政法で禁止されていると言いながら、分担金条例は制定していない、だから、現状の歳入科目は諸収入の雑入で歳入しているという答弁でした。地方財政法を持ち出して寄附金を否定しておきながら、地方自治法で言う、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。」、さらに、「条例でこれを定めなければならない。」ということは無視しているように聞こえてなりません。

以上は再質問の答弁に対する私の反論です。

それはさておきながら、今回の答弁を通じて、町は受益者負担の方針は変えられない、過去に実施した地域との整合性、平等性から、30パーセントの負担は維持したいということなので、これについては、これまでの経過もあり、町と住民がそういった形で進めてきたことなので、これまでの経過を踏まえて一定の理解はできます。

しかし、原点に返っていただくと、消防水利の設置者は市町村であり、維持管理についても市町村が行う、ただし、水道については当該水道の事業者が設置および維持管理を行うと、消防法20条2項にあります。なお、水道事業者は、公共消防のために、水道に消火栓をつなげなければならない、先ほども申し上げた水道法に規定されているわけでございます。つまり、竜王町のように、町で責任を持って整備すべきものではないでしょうか。

最後の答弁のほうで、自治会の運営が厳しい中、地元の負担軽減を図るため、基準額の見直しの検討をすると、少しだけ前向きな答弁がありました。私の地元豊田地域では、防火水槽の水漏れが発生しています。火災に備えるために、早急に移転、新築しなければならないことから、来年度の7年度に防火水槽の設置を要望しています。また、他の地域から要望があることもお聞きしています。

私は、消防法や水道法の規定に基づき、本制度を町直営の事業として抜本的な見直しをすべきと基本的に考えます。これまでの経過や町の負担問題など、早急な対応は難しいことということであれば、当面何ができるかということを考えていただ

きたい。

私は、当面上限額を設定せずに、補助率を愛荘町の6分の1、地元負担金の上限は100万円にすることは当面できないか、そして、水漏れがしている防火水槽のことを踏まえ、令和7年度から実施できないかということについて、見解を求めたいと思います。

なお、心配されています、過去のこの事業で設置された自治会との整合性であるとか不平等であるとかについては、次の更新時期には受益されるということなので、何ら問題はないと思います。むしろ歓迎されるのではないかと思います。以上、当局の見解をお聞きします。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） ただいま再々質問を頂戴いたしました。

最初に私の先ほどの答弁に対しましてのご意見等を承ったところでございます。

それにつきましては、地域にどれだけ必要であるかという回答がないということでした。どれだけ必要という概念なんですけど、消防水利に関しましては、先ほどもしゃべっておりますとおり、消火栓の中心から半径140メートルの円を描くことによって、その中に家屋がある、その範囲に消火栓なり防火水槽を設置するという基準になっておりますので、数が多いという意味ではなく、その円が網羅されているというイメージで基準が決められておるところでございます。

それと、基準額を超えている理由は工事費と申し上げました。議員ご指摘のとおり、物価上昇は否めない理由でも、こちらは思っておるところでございます。否定はするものではございません。

次の他市町との開きのある補助金についてでございますが、愛荘町並みの補助金設定、6分の1の上限100万というふうにはできないかというご質問でございますが、それぞれの市町によりまして、地域の実情や各市町の財政状況も異なりますし、それぞれの補助制度につきましても各市町の判断によって現在の補助率等が決められていると考えております。当町におきましても、先ほども申し上げましたが、過去からの変遷なり、他の町の補助金に対しての負担率なり分担金の率との整合性を図りながら現状の30パーセント等に設定しておるところでございますが、この点につきましては継続して、在り方等、再度今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。

条例制定の関係の寄附金、本来分担金条例が必要じゃないかということなんです、おっしゃるとおり、実際に分担金条例が制定されていない状況でございますので、現状それに基づくことができませんので、諸収入、雑入で受けているのは事実でございます。

それと、令和7年度から基準見直しの適用を実施できないかということに関しま

しては、いま一度、本来のこの事業の目的なり地域に及ぶ影響等を再度検討させていただきまして、また、100パーセント充当で70パーセントの交付税措置のある非常に有利な起債が適用されるという、この事業が適用されるというのも鑑みまして、総合的に内部で協議をし、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） なかなか私の言っていることが突飛しているというふうに思われるかも知れませんが、消防の、あるいは防災の基盤整備は、やはり市町村が行うべきだということを前提に検討していただきたい。そうでないと、災害は市町村の判断だけでは済みません。そういった基盤整備はやはり町が責任を持つてするのが基本だということを念頭に、いろんな財政問題であったり、今までの経過もあるので、それも含めて、いろんな経過措置を踏まえながら徐々にでも進めていってほしいなというふうに思います。

最後に要望を申し上げます。

最後の答弁は、有利な起債の対象となっているが、負担割合は今後継続して研究する。研究するというのは、私も行政におりましたので、検討よりも緩いということとは皆さんの常識だと思っています。

基準額の見直しも、令和8年度に向けて早い段階には考えるという、7年度からはすぐにはできないというような、そういう言い回しでありましたんですけれども、防火水槽が漏れているから、場所を移して早急に設置しなければならないという、この現場の状況を全然見ていただくことができずにそういう答弁であれば、誠に残念だなというふうに思います。

近隣の町に比べて日野町が最も遅れているという、この防災基盤整備の負担率、基準額制度にも、上限額の基準額についても、私は今回の回答は残念でなりません。

今回の質問にあたり、私なりに調査研究してきました。消防、防災は市町村の責任だということを先ほども申し上げたとおりです。令和6年3月の日野町防災会議が策定された日野町地域防災計画60ページに、消防水利の基準も含め、阪神・淡路大震災において、消火栓が管の破損によって使用不可能になったケースもみられたため、防火水槽や自然水利の重要性が高まっている、このため、町および消防本部は、日野地区など住宅密集地で、適地がなく設置が遅れている地区について、防火水槽等の消防水利の整備以外に、河川等の水利の利用、学校のプール等の効率的な利用についても一層検討を進めるという記述があります。

繰り返しになりますが、能登半島地震でも水道施設が壊滅的な被害を受けました。日本各地で頻繁に大きな災害が起こっている今日、日野町地域防災計画も含め、これまでの制度で町が築き上げてきた防災基盤を大切に守っていくためにも、制度の改正に直ちにに取り組んでいただきたいと思います。

最後に一言申し上げます。

日野町消防団は、ポンプ操法大会によって、直近の3大会連続で県代表となり、全国大会に、それぞれの分団、3つの分団が出場されました。そして、優勝や準優勝している、言わば日本一の消防団です。町長も日頃から日野町の誇りとしてたたえておられます。県下においても唯一定員を確保している日野町、それを支えている地域の団員の確保や消防水利の確保など、積極的に努力している地域のこともお分かりのはずだと思います。町の防災基盤整備も日本一とまでは申しませんが、せめて先進的な近隣並みの制度をご検討をお願い申し上げてこの質問を終わります。

次に、2番目の、日野町シルバー人材センターの運営について質問をします。

川東の配付資料②-1、インボイス制度実施にあたっての経過措置について、および②-2、フリーランス新法・契約方法の変更を参考にさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された公益社団法人であり、当町でも町内企業や地域住民の困りごとに応える作業を中心に受注して、シルバー会員に仕事を提供しています。

シルバー人材センターは、働く、学ぶ、奉仕する、元気にいきいきとした毎日を送るという「生きがい」、「生涯現役」を合い言葉に、高齢者の社会参加を促進し、健康の保持増進などに大きく貢献しています。

しかし、今、日野町シルバー人材センターの運営が危機的な状況となっています。それは、令和5年10月から施行された消費税のインボイス制度による経営の危機と、あわせて、令和6年11月、先月施行されたフリーランス新法により、会員は法的保護を受けることになりますけれども、センターの事務作業や経費の増加が発生していることです。

これまで消費税は、年間売上高が1,000万円以下の事業者や消費者は納税義務が免除されており、センターの会員も免除対象者の個人事業主に当たるとされてきましたが、消費税のインボイス制度の導入により、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行できないため、センターは仕入れ税額控除ができず、新たに預かり消費税分の納税義務が生じることになったのです。

インボイス制度では経過措置が設けられ、日野町シルバー人材センターがその影響額を試算すると、令和5年10月から3年間、免税事業者からの仕入れにつき80パーセントの控除で、令和5年度は半期のため約150万円、6年度は約300万円、7年度も300万円が影響すると予想されています。

また、令和8年10月から3年間はその控除額となり、今の計算でいうと年額750万円が想定されるわけであります。さらに、令和11年10月からは控除がなくなり、全額納付となります。

公益事業の実施を設置目的としているシルバー人材センターの運営は、収支相償という原則がありまして、余裕金も積立金もないため、制度の導入分が赤字となります。

こうした状況を踏まえ、当面の対策として、日野町シルバー人材センターでは、事務費、いわゆる手数料なんですけども、現在の12パーセントから15パーセントに引き上げ、センターの収入確保に努める、そうした中、町においては、1つに、国のインボイス制度とフリーランス新法のシルバー人材センターへの導入を厳しく批判してほしいこと、2つに、町補助金の増額と家賃の減免など、支援をお願いしたいこと、さらに、センターへの人材派遣等の支援についても要望をされているところです。

今後、シルバー人材センターの運営が大変困難な状況となることが予想される中、要望の具体的な支援について、町当局の見解を伺います。

①こうした国の制度改正や情勢の下、シルバー人材センターの置かれている現状について、町としてどのような見解をお持ちか伺います。

②要望されている内容については、シルバー人材センターの厳しい状況からの脱出に向けた町への叫びに聞こえます。この状況から、町は何ができるのか、見解を伺います。

よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） シルバー人材センターの現状についてご質問を頂きました。

1点目につきましては、令和5年5月12日に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス法が公布され、令和6年11月1日から施行されています。シルバー人材センターの会員が、請負、委任の形態で就業業務を行う契約について、取引の適正化やハラスメント防止など、安定的に従事することができ環境を整備するため、発注者は、報酬や作業期間、その他事項を明示することが義務づけられました。

また、令和5年10月1日からはインボイス制度が開始をされ、会員の皆様にはこれまでどおり、発注者から預かった消費税額を含めた配分金が支払われますが、会員は適格請求書発行事業者にならないことがほとんどであることから、シルバー人材センターは会員との取引について、消費税の仕入れ税額控除が認められなくなり、新たな納税コストが発生することとなります。

日野町シルバー人材センターでは、会員の皆様の配分金に影響が出ないよう、事務手数料の引上げと一層の業務効率化を図られているところですが、新たな事務手続と納税コストにより、シルバー人材センターの運営はより一層厳しくなるものと懸念をしているところです。

2点目については、シルバー人材センターは、高齢者等の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会の提供により、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護医療費の低減など、様々な貢献を頂いているところです。

消費税の適正納付を目的としたインボイス制度ではありますが、センターにとって新たな税負担は運営上の大きな課題であり、地域社会に貢献しようと努力されている高齢者のやる気、生きがいの場をなくし、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものではないかと危惧をされます。

町としまして、シルバー人材センターがインボイス制度やフリーランス法などにより厳しい運営になるものと認識をしており、今後も健全な運営が継続できるよう、県下市町とともに統一的な対応をしてまいります。

あわせて、シルバー人材センターへの補助金の増額および家賃の減免、人員の課題について強い要望を頂いており、高齢者雇用や健康増進、地域社会の活性化を推進する上で、社会的役割が大変大きく、なくてはならない存在であることから、具体的に検討を進めてまいります。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問をさせていただきます。

答弁の中で、医療費や介護医療費の低減、この辺も含めて分かりました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1つ目のシルバーの置かれている現状について、答弁では、シルバー人材センターの経営は一層厳しくなるものと懸念しているということでございますけれども、具体的にどのように懸念されているのか。

また、2番目の人材センターの窮状からの脱出に向けた町への切望、こういうちょっとせつば詰まった状況が、今、シルバー人材センターにあるわけですが、この難局を乗り越えるための対策として、先ほど言いました、手数料を15パーセントに引き上げ、センターの収入確保に努めるとともに、町行政に要望書を提出されていると思います。この要望書の内容について、現状どのように受け止めておられるのかお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま、川東議員から再質問を頂きました。

経営がより一層厳しくなるという懸念についての具体的な懸念はどのようなのか、そして、要望書の提出についての受け止めについての再質問を頂きました。

日野町シルバー人材センターは、これまでから会員の拡大を図られ、限られた国と町の補助金の中で経営を行い、発注者から頂く事務費を極力抑え、顧客が離れな

いように工夫をして請け負う仕事を増やしながら事業費実績を上げてこられました。県内の中でも効率の高い運営をするセンターとして、経営努力をされてきたというふうに感じさせていただいております。

しかし、インボイス制度の実施によって、町長が答弁しましたとおり、会員に配分される配分金に含まれる消費税はセンターが納税することになり、今は経過措置が設けられておりますが、段階的な控除が認められておりますが、令和11年10月以降はその控除ができなくなり、今までのような経営努力によって運営ができてきたことが次第にできなくなる、経営が困難になっていくということを危惧しております。

続いて、要望書を提出されたことについてのことでございます。

今年度に入りまして、理事長のほうから、4月と7月の2回にわたりましてセンターの窮状の訴えを頂きまして、補助金の増額、家賃の減免、人員確保等について、町長に強い要望を頂きました。高齢者の社会参加の促進、健康の保持増進など、シルバー人材センターの果たす社会的役割が非常に大きいことから、健全運営が困難になると地域社会の活力低下を招くおそれがあり、こうしたセンターが置かれている厳しい状況を懸念しており、町としてどのような支援ができるのか、検討を進めてまいります。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再々質問を全般にわたってさせていただきます。

本年4月に日野町シルバー人材センターから町長宛てに、補助金の増額、賃貸料の減免について要望が出されています。県下の日野町と同規模のセンターにおいては、今回の制度導入により、A町では1,000万円から1,150万円に、B町では1,000万円の補助金から1,200万円に引き上げられるとお聞きしました。また、事務所の賃借料については、他の市町に比べて日野町が突出しています。各市町と各シルバー人材センターは、それぞれの事情があることと思います。日野町シルバー人材センターは今、支援がないと経営が大変な状況となっています。さらに、長年にわたって、職員は主に定年退職者により、安い給料で我慢していただける方を雇用してきたが、再々の制度改正や新たなシステム導入など、事務が複雑になっており、長期間定着する若い職員さんが必要になっている状況とお聞きしました。

こうした状況の中、町は何ができるのか、町シルバー人材センターと詳細な現状を共有していただき、来年度予算の編成に反映させていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま川東議員のほうから再々質問を頂きました。

町にとって何ができるのか、また、今後の来年度予算編成についての反映について

の見解を伺うということでご質問いただきました。

ご指摘のとおり、日野町のシルバー人材センターは、県内の同規模のセンターと比較をしましても、市町からの補助金額が低い中で経営努力をいただいているところです。

また、家賃のほうにつきましても、県内でも突出した家賃を頂いているというようなところがございます。

また、国の制度によりまして、このままでいきますとセンターの運営が大変な状況になるということが予想されまして、高齢者の生きがいの場の喪失にもつながりかねず、地域の活力低下にならないかということに危惧していることから、必要な予算確保にしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

また、同時に、町からの事業発注の機会の確保につきましても、町が発注する仕事、適正な仕事が増えるような形で庁内での議論も重ねていきまして、町シルバー人材センターが今後も活躍していただけるように、お互いに協議をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 再々質問を頂きました。もうこれ以上質問はできませんので要望に代えたいと思うんですけども、シルバー人材センターの今年度の定時総会の事業計画の中に、現状についてこのように書かれています。

近年の少子高齢化を背景に、国は高齢化社会対策の基本的な取組として一億総活躍社会の実現と働き方改革の実現を掲げています。特に平成29年3月に策定された働き方改革実行計画では高齢者の就業促進がテーマの1つとされ、65歳以上の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援充実などの施策を盛り込んでいます。

シルバー人材センターにとって、こうした国の施策は会員数の拡大や高齢者雇用の機会創出を阻み、その結果として、高齢者雇用等の安定化を図ろうとするシルバーの使命と国の施策とが対立することになり、シルバーとしても難しい局面に立たされています。

日野町シルバー人材センターは、自主・自立、協働・共助の理念のもとに、高齢者が働くことで地域社会に貢献し、生きがいや働きがいを感じられるようその責務を果たすとともに、シルバーの活動や魅力を発信すると掲げられています。

こうした中、私が先ほど再々質問でも言いましたように、町のシルバー人材センターと町が、詳細な現状について共有を頂きながら、どれだけの支援が必要なのか、どれぐらいしか支援ができないのかも含めて親しく協議する中で、今の現状を打破していただきたいということを要望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分から再開いたします。

－休憩 15時31分－

－再開 15時45分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

次に、9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、介護予防の普及と啓発にもっと力をとということで質問をさせていただきます。

2025年問題の1つとして介護難民問題にどう対処するかということが言われています。一般的に考えてそんな問題は発生しないだろうと考える人がいるかもしれませんが、現実はどうでもありません。それは統計的な考え方からも導き出されるわけですが、少子高齢化がその1つの原因であります。高齢者が増加する一方で子どもの数が減少傾向にあるわけですが、これはそのまま、福祉や医療、介護問題にも直結して影響してきます。

この2025年問題というのは、団塊の世代の人たちが、昭和22年から24年の3年間の間に生まれた人たちのことなんですけれども、全員が75歳の後期高齢者の仲間入りをされる年に当たります。後期高齢者だからといって介護のお世話になるとは限りませんが、その可能性が増大する年齢なわけでございます。よって、介護を受ける対象者の人口比率が増大することになります。

一方、少子化はとどまることなく、子どもたちの人口が減少してきています。よって、福祉の仕事をはじめ、介護関係の仕事につく人の人口比率も統計的に減少してきます。その結果どうなるかというと、介護はできるだけ家でということになってしまうわけなんですけれども、現実はどうもいきません。労働力そのものが不足している現在、もっと多くの人に働いてほしいという現代社会の要請もありますから、家では介護ができない人も多くおられます。それゆえ、結局、介護は介護施設にお願いしたいということになるわけなんですけれども、しかし、現実には、介護ヘルパーの成り手不足という大きな問題もありまして、介護が十分に受けられない介護難民問題も発生してきています。

この問題にどのように立ち向かうかと考えると、1つには外国人労働者を受け入れるという方法もありますけれども、ここには、言葉の壁や、文化、風習の違いなどの問題があつて、必ずしもこれで解決できるわけではありません。2つには介護ロボットという考え方もありますけれども、これもまだまだ未来の話になります。ではどうすればよいかということになりますけれども、介護ヘルパーの賃金をもっと上げ

ではどうかという意見もありますけども、そう簡単にはいきません。結局のところ、タイトルにも掲げていますとおり、介護予防の普及と啓発にもっと力を入れるしか方法がないのではないかということになります。

例えば、介護予防には幾つもの考え方や方法があります。毎日体を動かすことはもちろんのこと、昔で言う読み書きそろばんなど、常に頭を使うことも大事な手段ではあります。本や新聞などを毎日読み、筆を使って文書を書き、最近はパソコンに代わっていますけども、計算をする習慣などは、介護予防に大いに役立つというふうに思います。

そこで質問ですが、家に閉じ籠もりがちな高齢者に対し、町としていろいろな教室を提案し用意して、近くは字の集会所や地区の公民館で、また、それ以外にも町民会館や図書館などを利用して、週に1度や2度、介護予防教室を開催していただくことはできないか、また、地域単位や民意での介護予防教室の開催に対して、講師の謝礼等について町の補助金を出していただければと思いますが、この介護予防についての行政の考え方がありましたらお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 9番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） ただいまは介護予防の普及啓発についてご質問を頂きました。

介護予防は、平成17年の介護保険法改正以降、できる限り要介護状態にならないようにする、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにするための取組で、当町では、誰もが歩いて行ける場所で介護予防に取り組める町を目指して、おたっしや教室サポーターや脳いきいきゲームリーダーなどの介護予防ボランティアの皆さんの協力を得ながら普及啓発に取り組んでおります。

これまでの主な取組をご紹介します。

集落の集会所等では、転倒予防を目的としたおたっしや教室をこれまでに52か所で実施いただき、現在も23か所で継続して取り組んでいただいております。

また、認知症予防を目的とした脳いきいきゲーム教室や、健康推進員の皆さんによる高齢者食生活改善事業として、低栄養を予防する食事の啓発などを行っていただいております。

町内6か所の公民館では、男性のための運動教室を実施し、多くの方が参加をされています。

地域での交流を目的とした活動に対しては、高齢者交流サロン補助事業として、現在15の団体に補助金を交付しております。

また、高齢者の社会参加の機会を増やし、生きがいをづくりや介護予防を推進することを目的に、今年度より介護予防ボランティアポイント事業を開始いたしました。

2025年には団塊の世代の方々が全て後期高齢者と言われる75歳になると言われ

ており、今後、担い手不足が進む中、住民の皆さんに、元気に高齢期を迎え過ぎていただくために、介護予防のさらなる充実を図ってまいります。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9 番（高橋源三郎君） ただいま答弁いただきまして、介護予防について、事業の取組の実例をたくさん挙げていただきました。いろいろな事業をされているということが分かったわけなんですけども、非常に心強く思ったところでございます。

そこで、今の答弁を踏まえまして、2点ほど質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点ですけども、介護予防をするにあたって、全国的には介護予防運動指導員と呼ばれる方がおられるわけなんですけども、これは介護ヘルパーと同じように資格が要るんですけども、日野町にはこの介護予防運動指導員と言われる方がおられるのかどうかということと、おられるとしたら何名ぐらいおられるのか、そして、その人数で、もしおられたら、十分足りているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、2点目ですけども、介護予防の話から少しそれるんですけども、介護ヘルパーの求人募集が新聞の折り込み等でよく載っているんですけども、日野町の場合、若い年代層の応募がどれぐらいあるのか、もし把握されていれば教えてほしいというふうに思います。

介護ヘルパーの年齢分布をちょっと、私、調べてみましたら、65歳以上の方が25パーセントもおられまして、55歳以上になると50パーセントあるわけですね。さらに、50歳以上では73パーセントという数字になっています。これはほかの産業と比較すると非常に高齢化が目立っている職業ではあるわけなんですけども、一方、20歳代のヘルパーがどれぐらいいるかという厚生労働省の調べがあるんですけども、20歳代の方が1パーセントしかいない、1.0パーセントです。そして、本来ならこの20歳代の方が10パーセントから15パーセントぐらいいなければならないはずなのに1.0パーセントですので、想定のおおの1以下ということで、このままだと、将来、ヘルパーの減少に非常に拍車がかかって成り手不足が危機的な状況になるのではないかとこのように思っているところです。

そこで、話は戻りますけれども、2点目としての、日野町では若い世代層のヘルパーの成り手が、すなわち応募されている方がどれぐらいおられるのか、分かたら教えていただきたいと、このように思います。

よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（古澤増穂君） ただいま、高橋議員より再質問を頂戴いたしました。

介護予防についてのご質問ということで、介護予防につきましては、推進のため

には多くのいろいろな方にご協力いただいているというところでございます。第9期の介護保険事業計画の中でも、高齢の方にもできる範囲で活躍していただこうと、こういった理念を提唱した中で進めさせていただいているというところでございます。平成18年の介護予防の推進の中では、おたっしや教室サポーターというのを養成していこうということの中で、毎年養成講座を開催しているところでございます。これによりまして、これまで220人の方に受講を頂いて、連絡会を結成した中で、現在82名の方に加盟をしていただいております。約50人の方に常時活躍を頂いているというところでございます。

次に、介護予防の運動指導員というところのご質問を頂戴したところでございますけれども、全国的にこういった形の指導員というのはいろいろあるかと思えますけれども、決まった形での資格というものではございませんので、町といたしましても運動指導員という形を独自でつくっております。設置をいたしております。これは、今申し上げましたおたっしや教室サポーターの方々の中で、運動指導士さんも限られておりますので、こういった方々の協力といいますか、助手的な形で活躍していただく方ということで町として設置をしているところでございます。

この方々は、運動指導士さんと検討して、講習を受けていただきまして、一定の資格という形での検定を受けていただいているものがございます。現在、町には9名の方がいらっしゃいます。うち7名の方に現在実働をしていただいているというところでございます。この方々に、地区の集会所で行われるおたっしや教室、公民館で行われる男性のための運動教室などで、運動指導士さんの助手的な形、運営の指導、協力ということに携わっていただいているというところでございます。

次に、介護予防のところを過ぎてというか、介護が必要になったときに居宅介護を受けていただくヘルパーの方のことについて、2つ目にご質問を頂戴いたしました。

ご承知のように介護人材についての不足というのは全国的な課題でございます。日野町におきましても大きな課題というふうになってございます。今回、介護報酬の改定もあったところでございますけれども、ご家庭に出向いてホームヘルプ事業をしていただくヘルパーさんというのはなかなか成り手がないというのは報道などでもされているところでございます。

町内、ホームヘルプの事業所が2事業所ございます。少し聞かせていただきますと、現在ホームヘルパーの方が26名いらっしゃいます。正規、フルタイム、パートタイムの方を含めて26名いらっしゃるというところでございます。ご質問いただいている中での65歳を超えて現役でご活躍いただいている方が、このうち11名いらっしゃるということで、先ほどの議員からの質問の中でございました20パーセント

というのは大きく超えて、この数字で言いますと40パーセントを超えた方が現在日野町でご活躍いただいているということで大変ありがたいことだというふうに思っています。

若い方がここに続いて入ってきていただけると大変ありがたいんですけども、なかなか募集しても応募いただけないという実態がございまして、現状そういった若い方の応募というのはほぼないに等しいというふうな状況でございます。

今後、町としまして、こういった状況を少しでも打開していく必要がございしますので、東近江地域で行われます介護職員の初任者研修、こちらのほうに補助金を出して講習を受けていただくということを推奨させていただきまして、昨年度2名、今年度も2名の受講をしていただいたところでございます。

この方々は介護職場で働くことを前提として受講を頂いておりますので、こういった方々にぜひ町内で就職をしていただきたいというふうに思っております。

ただ、数的にも少ないですので、こういう介護現場を少しでも知っていただくということで、日野町では令和4年度から、介護に関わる入門的研修を毎年1回開催しております。令和4年度は20名の方に受講いただきました。昨年令和5年は10名と少し減りましたが、受講を頂いておりますので、これから1、2、3月にかけて、今年度の入門的研修を開催し、少しでも介護現場にご理解を頂き、介護の仕事に就いていただくということを進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 最近の状況、よく分かりました。でも、成り手不足というのは非常に深刻な問題だというふうに私も思いますし、介護が始まった2000年当時はたくさんおられたんですけども、今もう何分の1かに減ってきているということで、危機的な状況ということが言われています。今後どうなるのか、ちょっと私も分からないんですけども、なるべく介護のお世話にならない、私のこのタイトルのとおり予防のほうに力を入れていただければ介護が必要な人は減ってくると思いますので、どうか今後ともよろしく願いしたいというふうに思います。

1つ目は以上でございます。

次に、2問目でございます。通学歩道の除雪対策の準備は万全かということでお尋ねしたいと思います。

私は2年前の12月議会でもこの質問をしているわけですが、2年たちましたので、この問題の対策が進んでいるのか再度質問させていただき次第でございます。

毎年冬になれば雪が降りまして、去年はそれほど降りませんでしたけども、今年は大雪の可能性があると予報されていますけども、いずれにしても冬季には何度か

雪が降りますし、場合によっては10センチ20センチ、あるいは30センチ40センチ積もる年もあります。これだけ積もると朝の通勤・通学時間帯は非常に混乱するわけですが、車道のほうはもう早朝から除雪作業が行われていますのであまり問題はないんですが、車道に即した歩道の除雪となると、国道でも県道でもほとんど手がつけられていないのが現状でございます。

そうしますと、中学生や高校生の自転車通学は難しい状況となりまして、学校が休校であれば問題ないんですが、授業がある場合は朝から歩道の除雪作業が必要となるんですが、このことに対して、車道と同様な対応の準備ができているかどうかを伺いたいと思います。

私は、歩道の場合は全面の除雪は必要と思っていません。自転車の通れる幅である80センチから1メートルほどの幅の除雪でよいと思いますけども、その除雪に必要な重機、あるいは簡易な機械でもできると思いますけども、町で購入するか、もしくはリースで借りるとか、方法もありますので、前回の質問から2年が経過しますので、再度、通学歩道の除雪対策について、準備は万全かについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 歩道の除雪についてご質問をいただきました。

町内の除雪対応は、毎年雪寒計画を策定し、積雪時には出勤前に除雪が間に合うよう作業を行っているところです。

除雪作業は、建設工業会に委託し、深夜から早朝にかけて除雪に当たっていただいておりますが、車道の除雪で精いっぱいの状態であり、歩道の除雪を行う状況にはございません。

前回と回答が変わっておりませんが、除雪作業に関しては、機械の維持費や燃料費の高騰、作業員の高齢化に伴う人手不足等に伴い、現状の除雪を継続していくことが精いっぱいの状況であります。

積雪時は地域の皆様が子どもたちのためにボランティアで歩道の除雪を頂いております。また、自治会で除雪の協力を頂ける場合は、除雪機械購入補助金を設けておりますので、ご活用等いただければと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 日野町から令和6年度雪寒対策実施計画書というのが出ているわけですね。これ、見せてもらっていると非常に綿密な計画を立てていただいているわけですが、この中で見えますと、国道、県道、町道、広域農道、全部載っていますし、この中で10センチ以上の積雪があれば、朝7時半までに適切な除雪作業を行い、通勤通学の交通確保に努めると書いてあるんです。

これを読んでいて、通勤のほうは車で通勤しますので交通確保できるかと思うん

ですが、通学の交通確保にも努めると書いてあるので、そういう意味では歩道も本当は除雪してもらわないといけないと思うんですが、この計画からしますと歩道は完全に外されています。

せっかくこの計画を立てていただいているのに歩道が外されてしまっていたら、この中で言っている通学の交通確保に努めるというのはいさになってしまいますので、ぜひともお願いしたいというふうに思うんですけども、例えば西桜谷地区で、ここから日野中学校とか日野高校へ通学している生徒が何人もいるわけなんですけども、みんな自転車で通学しています。雪が降った場合に、朝、国道307沿いの歩道を通学されているんですけども、国道307は上り坂とか下り坂が非常に多いんですけども、それで、雪が歩道に積もっていると必ず自転車から降りて、そして自転車を押しながら歩いておられます。

これも上り坂と下り坂だけを歩くのなら、大谷の坂と安部居の坂がありますので、それほど大変ではないんですけども、全線、例えば野出、蓮花寺から、学校まで行くとなると5キロから6キロありますし、中在寺、北脇でも学校まで4キロから5キロあります。これらの距離をずっと自転車を押して歩いていたら、それこそ1時間から1時間半かかりますので、やはり歩道も除雪をお願いしたいというふうに思うわけなんですけども、実は先日、話がちょっと変わりますが、東近江警察署に電話をかけまして、自転車は車道を通ってもいいのかというふうに聞きました。

そしたら、こんな返事が返ってきました、自転車というのは本来車両ですので車道を通って下さいと、こういう返事だったんです。自転車は車道を通るのかと思ひまして、ただ、歩道を通る場合もあるけども、自転車通行可能という標識があれば歩道を通ってもいいけども、この標識がなかったら、本当は何か通ったらあかんらしいんです。

でも、実際は、中学生も高校生も、自分の身の安全を守る意味では歩道を通っておられます。私はそれでいいのかなと思うんですけども、でも、雪が降ったときは、堂々と車道が通れるんですけども、実際は、雪が降ったときに自転車で車道を通ったら、実は危険なんですね。危険です。だから、やはり歩道を通らないといけないというふうに私は思うんですけども、それで、やはり歩道の除雪もお願いしたいというふうに思うわけです。

それで、歩道の除雪機械があるのかどうかということです。この機械、除雪する機械、これ、石原に、厳密には鋳物師なんですけど、そこに竹井商会というのがあります。ちょうど信号のところですね。あそこへ行きまして、除雪機械、扱っておられるのか聞きましたら、ありますというてはったんです。いくらぐらいかかるのかと聞いていたら、20万から30万ぐらいやという返事が来ました。

それで、貸しておられるのかと聞きましたら、貸していない、売っているだけや

ということで、写真やら、いろいろ、カタログ、見せてもらっていたんですけども、これを町で買っていただいたらいいかなと思ったんですけども、町もなかなか買っていないと前回のときに返事いただいていますので、では、自治会で買ったかどうかと思ったんですけども、自治会で買う場合に、町として補助金が出してもらえるのかどうか、今、答弁のほうで、補助金、あるというふうにお聞きしましたが、どのぐらいの補助金が出してもらえるのか、何割ぐらい出してもらえるのか、その辺、お尋ねしたいのと、自治会で買った場合に、その機械を今後ずっと使い続けるんですが、一時的なときしか使えないので、経費的にもったいない部分があります。それで、そういう意味では、自治会が2つ3つ共同で、あるいは場合によっては公民館単位でこの機械を買うというのも1つの方法かと思いますが、補助金についてどのぐらい頂けるのか教えて下さい。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 高橋議員より再質問を頂きました。歩道の除雪について、歩道の除雪をできるだけお願いしたいということでございます。

やはり歩道の除雪につきましては、先ほどの答弁にもありますように、まず車道の除雪のほうを優先をしております、各集落から主要な道路まで、まず皆さんが出ていただけるように除雪をするというところに重きを置いておまして、建設工業会さんの中でも何とか、今、継続するような形で取組を、先ほど雪寒計画を見ていただきましたとおり、国道、県道、町道と、たくさんの延長をたくさんの業者をお願いしているところでございますので、なかなか業者さんのほうに歩道の除雪まで手が回っていないというところでございます。

そのような中で、前回、議会の中で質問を頂いたことによりまして、なかなか町での対応は難しいというところの中で、その後、令和4年、5年と、国道、県道、近隣の企業さんなりが、歩道に近いところにおられる企業さんなんかは、ボランティアというところの中で、会社で歩道の除雪を頂いているというところでございます。

なかなか、雪寒計画の中で書いているように、通学路の除雪まで対応ができていないところではございますが、除雪につきましては、その辺のところ、精いっぱい、今、取組をしているというところでございます。

次の除雪機械の補助のほうでご質問を頂きました。

こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、通常の除雪機といいますと手押しのタイプのものがありまして、通常20万から30万と高額なタイプになっております。

除雪機械購入補助金につきましては、購入費の3分の1を補助するような形になっております。上限が15万円ということになっておりますので最大45万円のものま

で買っていただくことが可能かと。超えてしまいますと負担ということにはなりません。

しかしながら、うちのほうもどういような対策ができるかというところでいろいろ検討しておるところでございますが、議員がご指摘されますとおり、歩道でございますと、60センチから80センチの幅が除雪できますと通行が可能になるのかなというところでございます。

近年、除雪機のほうも調べますと、電動タイプの除雪機というようなものが販売をされております。そちらのほうにつきましてはスコップ型の電動の除雪機というような形になっておりまして、価格についても3万円前後で購入ができるということになっておりますので、ただ、こちらのほうもうちで購入して使ってみたわけではないので実質ちょっと分からないところではありますが、そういう安価なものも出ておりまして、スコップ型のものですが雪を前に飛ばすというような形で、動画を見させてもらう限りですとスムーズに除雪をされているような映像も写っておりますので、町のほうでそういうものを購入して実際の活用を確認していきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 大体分かりました。

雪の量にもいろいろありまして、30センチ40センチ積もる場合もありますけども、たくさん積もったら除雪も時間がかかるかと思えますけども、10センチ20センチぐらいだったら比較的スムーズにできるかと思うんですが、いずれにしても除雪機械がないことには除雪できませんので、除雪機械があれば、字として、あるいは、字で1台買うのも難しければ公民館単位でもいいと思えますので、今後検討の余地があるのではないかというふうに思っています。

特に西桜谷から通学されている生徒は5キロから6キロぐらい歩道を通学されますので、その区間を本当は全部除雪が必要かと思うんですけども、もし桜谷で買えば、恐らく大谷辺りまでは除雪が可能かと思えます。もちろんいろんな人に手伝ってもらわないとできないんですけども、そうすれば通学も比較的楽になるかと思えますので、今後、我々も考えていかないといけないですけども、行政としても一度またご検討をお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 次に、2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、初日の一般質問最後の登壇となります福永晃仁です。よろしくお願いいたします。

私からは、分割で1問、それから一問一答で1つの合計2つを質問させていただきます。添付資料のほうは2つ目の学校というところで使いますので、そのときに

説明をさせていただきたいと思います。

1つ目、SDGs、2030年まであと5年というふうなテーマになっております。

私、いつも、一般質問でも必ず持っていますけども、総合計画、お持ちの方は、110ページにSDGsについてということで載っております。恐らくこのページを開かれたのが久しぶりの方もいるんじゃないかなというふうな思いを持ちながら、私もこの研究テーマをやるにあたっていろいろ久しぶりに見たSDGsの資料がたくさんありましたので、もう一度そこを丁寧に振り返っていきいたいなというふうに思っております。

第6次の総合計画、柱4、住みたくなる都市基盤づくり、政策⑧居心地のよい都市環境の整備、柱5、みんなではぐくむ地域づくり、政策⑩時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営について、関連についてお聞きをしたいと思います。

このSDGs、持続可能な開発目標、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズということで、2001年に策定をされたミレニアム開発目標、MDGsの後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択をされた、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成をされ、地球上の誰一人取り残さないを誓っています。SDGsは、ユニバーサル、普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組む姿勢を表しましたということで、今から約5年前、令和2年の3月定例会で、現町長である堀江議員のほうがこのSDGsについて質問をされたということで、私、今現在でも非常に重要なテーマだと認識をしております。

このSDGs、今、このバッジ、私、ちょっと久しぶりにつけたんですけども、恐らく何人かの職員さん、教育長、それから議員さんのほうも、つけられている方、いるかなと思いますけど、これは多分、当初は結構な数の方が、企業も、私、多分企業のほうでつけていた記憶があるんですけども、つけていた記憶がありますけど、最近ではやはり、かなりそれが形骸化、少ししてきたかなというところで、昨日、衆院予算委員会で文科大臣がしっかりここにつけられていたかなというふうに、私、テレビ、たまたま見たときに思っていて、教育分野に関しては、恐らく持続可能性が高い研究テーマをされているので、そういった申合せがあるのかどうかというところでつけられているのかなというふうに思っています。

今から5年前の議論も含めて、今年の9月に開催をされました未来サミット、サミット・オブ・ザ・フューチャーというものがありました、これでは、既存の国際的なコミットメント達成に向けた努力を加速すること、それから、2番目に、生起しつつある課題と機会に対処するために具体的なステップを取ることが確認をされました。具体的には、5つの章、1つ、持続可能な開発および開発資金、2つ、国際の平和と安全、3つ、科学、技術、イノベーション、デジタル協力、4つ、若

者および未来世代、5つ、グローバル・ガバナンスの変革が挙げられております。

そのことを踏まえて、恐らく次の目標、2030年以降の目標は、S W G s、サステナブル・ウェルビーイング・ゴールズという方向性であるのではないかというふうに言われています。

2015年からはや10年がたちました。S D G sというフレーズはよく耳にするようにはなりましたが、本当の使用価値を見いだしているか疑問に感じています。労働供給制約社会、限られた人的資源と財政の枠組みでの行政運営。今後、改めて自治体業務でS D G sを活用するために、1つ、分野横断的に、シナジー、プラス効果、それから、トレードオフ、マイナスの影響を考慮した政策を立案し、分野を超えた複数課題の同時解決を目指す、2つ目に、S D G sを活用して政策を整理して、よりよいものにアップデート、整理、点検、改善、3つ目に、S D G sを共通言語として、国内外の自治体、企業、団体等と連携を意識して行うためには、世界レベルの話ではなく、自分たちの日常レベルに落とし込んでいくことが重要と捉えています。

S D G sを既存施策にはりつけるのではなく、ツールとして活用してその経験を蓄積していくことが、2030年以降に向けて非常に重要な準備であると言われており、私たちが、S D G sのように具体的に方法論が提示をされていない概念に対して自ら活用法を検討、創出できるような能力を高めていくことも必要だと感じています。

以上を踏まえまして、1つ目、2030年達成目標に向けた、世界、国内の動きをどのように捉えているか、2つ目、現在の当町におけるS D G sとはどのような存在、認識か、3つ目、当町の目標設定や課題積み残しの現状は、最後に4つ目、2030年以降、S W G sへの対応は、以上4点をお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 2番、福永晃仁君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） S D G sについてご質問を頂きました。

まず1点目の目標達成に向けた世界の動きにつきましては、国連加盟国により取組が進められていますが、国連の持続可能な開発目標S D G s報告2024では、S D G sの169ターゲットのうち、軌道に乗っているのは約17パーセント、半数近くは僅かに進捗、残りの3分の1以上は停滞または後退しているとされています。

また、国際的な研究組織、持続可能な開発ソリューション・ネットワーク、S D S Nの持続可能な開発報告書2024年版においては、日本の達成度は167か国中18位とされており、ジェンダー平等の実現や二酸化炭素C O₂排出量等に課題があるとされています。

これらのことから、全ての開発目標を達成するのは難しい状況と捉えております。

2点目の当町における存在などについては、S D G sの掲げる17の開発目標は、地球規模で取り組むものから身近なものまでございますが、福祉、教育から産業振

興まで、自治体が取り組むべき本来の役割が含まれており、各事務事業の中で取り組んでいるものと考えております。

3点目の目標設定や課題等でございますが、総合計画の各分野においてSDGsと関連づけて取り組んでおり、総合計画の施策を推進することがSDGsの推進にもつながると考えております。

また、課題等の分析は、今後の総合計画の中間見直しを行う中で把握できるものと考えております。

最後に4点目の2030年以降のSWG sへの対応でございますが、国連や国の動向を注視しつつ、これからの時代に対応した持続可能な町に向けて、第6次日野町総合計画の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁を頂きました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目、達成目標に向けた、世界、国内の動きをどのように捉えているかというところで、SDSNの評価のほうをお話いただきました。私も同じような内容のほうを見ておりまして、18位ということで、昨年最低順位だった、前年21位から3ランク上がったということは、あくまで基準の中の話ですのでこれでどうやということではないんですけど、ただ、今お話があったように、17の目標のうち、ジェンダー平等、それから、恐らく気候変動対策、そういったところが前年に続いて最低評価というふうなところになっています。これ、全体的には、1位は4年連続でフィンランド、それから上位は欧州諸国ということで、これが世界の動きというところになっています。

じゃ、日本の強みはどこなんだというふうに見ていくと、これ、SDGsについてのマーク、これで見えていくと、9番、産業と技術革新の基盤については、日本は先進的になっています。ただ、不得意はどこかというのと、5番、ジェンダー平等、それから、12番、つくる責任、使う責任、持続可能な生産方式、これが弱いというところと、あと、13、気候変動への具体的な対策、海の豊かさを守ろう、それから陸の豊かさを守ろうという、世界的な、規模が大きなものに関しては、恐らく日本は弱いんだろうというふうな形で、輸入・輸出的にも産業というのは日本の、やはり、かなり強みを持っておりますので、そういったところなんですけども、1つ、気候変動というふうな取組が出てきたんですけども、この気候変動について何か、日野町、取組をされているのかどうかというのをまず1つお聞かせいただきたいと思います。

それから、現在の当町におけるSDGsの認識、これを調べるにあたりまして、約5年前の、当時堀江議員で正木企画振興課長でしたかが答弁をされたやつ、一回

全部見直しました。その中に、当時の話ですので少し振り返ってみると、総合計画の第6次の策定中ということで、それを反映させるのが非常に重要であると。ただ、ほかの自治体もマークを張りつけたりされていると。ただ、それだけで意味がなすのかというところは研究の余地があるというふうに書かれております。しっかりと最後も研究してまいりたいというふうなところで、実際にこれ、研究というふうな形で言われていたんですけども、実際にその後、この4年間で、研究というか検討は、SDGsについてどのようなところを各事務事業の中でというふうなところが答弁にあったんですけども、されているのかということをお聞かせいただきたいと思いますし、認識の部分で、2つ目、総合計画の町長の挨拶の次に、2ページから3ページに大きくSDGsというのを町は載せているんです。ということは、これ、最上位計画ですので、町長の挨拶の次にSDGsが一区切りついて載ってあるということは、それなりにやはりしっかりと認識を持っていないと駄目かなというふうに思っています。それが2つ目なので、その認識はどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、③、大きく、当町の目標設定や課題積み残しの現状はということでお聞かせを頂きました。

具体的にはなかなか答えが見えてこなかったかなと思いますけども、やっぱり、インターリンテージ、相互連携の視点で、他市町の例から学ぶということが大事なかなというふうに思っています。

取組の影響を幅広く見る、できる限りトレードオフを少なく、できる限り相乗効果を多く起こす、行動を考えられる、考える視点を得られるSDGsを点検ツールとしてということで、例えばお隣の京都府の亀岡市が、SDGs業務チェックリストというふうなものを作成されて、職員さんが使われているというお話がございました。これはロゴフォーム等も使用しながら、各事業、ちょこっと見て確認をするというふうなものが、こういったものを少し、資料では載せていないんですけども、作成をしてスマートフォンで操作をされているということで、これ、亀岡市の場合も外部参与というふうな形の方が関わられています。日野町は東参与が、こういったところ、非常に得意というところですけども、こういったところの検討は参与のほうとはされたのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後、大きな4番、SWGs、どうしていくのかということのお話がありました。5年先ですので今ある課題が一番重要やというふうに思うんですけども、恐らく第7次の日野町総合計画が2031年から始動するのかなということで、SDGsの経験が次に生きる、この経験がなければ次のSWGsではかなり遅れを取るというのが有識者の方の見解です。そういった意味で、恐らく世界の目標は日本の目標になりますし、日本の目標は当然滋賀県日野町の目標というふうに予算的

にも恐らくなっていくんだらうなというところで、先進的に先に取組をしていたほうが注目をされるんじゃないかというふうなところは、恐らく当時堀江議員も同じようなことを言われていたかなと思いますので、この対応、あまり具体的になかったんですが、もう一度2030年以降への対応をお聞かせいただきたいと思うので、幾つか再質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） S D G s につきまして再質問を頂きました。

まず、日本の強み、弱みというところを挙げていただきまして、その中でも気候変動の部分で町ではどういうことかというところでございます。

まず、S D G s の中で気候変動というのは目標の13番目に取り上げられているというところございまして、町の総合計画の中でも各取組の分野とこの目標とをひもづけて、総合計画の中で取り組むという位置づけを取っているところでございます。

その中でいきますと、13の分野で関わってくるところは9つの分野がございます。その中でも特に大きく関わってくところが、環境型社会をつくっていく、総合計画の取組ですとか、環境行政のそういった取組の分野が大きく関わってくところでございます、そういった形で取組を進めているというところでございます。

次、2点目のご質問でございます。2点目のご質問では、第6次日野町総合計画にこのS D G s を、マークを張りつけるだけで、どういうことかというところで、研究はどうかというところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、第6次日野町総合計画、これの目指している姿でございますけども、もう議員もご存じかと思いますが、「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」というのを、将来像として総合計画では掲げているところでございます。この考えと、S D G S の概念で誰一人残さないというのが、総合計画の「誰もが輝きに」通ずるものかというふうに考えているところでございます。

そういった中で、総合計画の34の分野がS D G s と関連づけをさせていただいているというお話をさせていただいたところでございます。その中でも最も総合計画として重要視しているのが、17番目の開発目標になりますパートナーシップで目標を達成しようというところで、総合計画の考えと通ずるところがございまして、やはり総合計画も、様々な主体、N P O ですとか各種団体、住民さん、また、企業さんと町をつくっていくという、その部分を重要視して取り組んでいるというところでございます。

そういった意味で、研究といいますか、その部分を町としても力を入れていく部分かというふうに考えているところでございます。

3つ目の相乗効果、点検ツールとしてというところで、亀岡市さんのところを例に挙げていただきました。また、東政策参与にご相談して、ロゴフォームを使ってそういうチェックをしてはどうかというご提案を頂いたかというふうに思っております。

SDGsは、全世界の目標として、ツールとして1つの目標に向かっていくという部分では、確かに有効なものというふうに考えているところでございます。そういった中で、亀岡市さんで取り組んでおられたのは特に環境面に配慮した独自の計画を定められていたかと思えます。そういった中で、市町の大切にするとところの分野というのは、やはりそのSDGsとも当然整合性を図りながら、またはSDGsを目標に、先ほど申し上げた各種団体さんですとか、そこ共通のゴールを目指すという姿が必要かなというふうに考えています。

そういった中で、町の取組はどういう点検かというところで、実際に東参与と相談したかというところでございますが、そのところは具体的に相談していない状況でございます。

4点目に先進的な取組をというところでございます。いわゆるウェルビーイングの考え方を取り入れて、SDGsをさらに一歩進んだ形で町として取り組んでいけないかというところでございます。

ウェルビーイングの考え方自体が、2000年代に入ってからいろいろ出てきたところでございまして、町としてもこの考え方というのをなかなか、今、実用に至っていないというところが正直なところでございますので、その部分を、何度も申し上げますけども、様々な各種団体さんですとか、企業さんとか住民さんとか、共通のゴールとするために活用することは検討していく必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 課長からご答弁を頂きました。これ、私も、今さらといいますが、もう研究検討の時期ではなくて、もう次の課題が来るので、恐らく評価はどうやったんやというのが、町にもある一定のそういった投げかけが国からも出てくる時期になってくるかなというふうに思っています。

再質問はもうありません。要望といいますか、私の思いだけ話をして1つ目終わりたいと思いますが、なぜ私がこれを取り上げさせていただこうと思って、過去のいろんなものを見ながら思ったのが、当時はやったとかというよりも、かなり限られた人員とか資源、人的資源の中で、かなり多くの課題を解決していかなければならないというふうなのもう目に見えてきています。先ほどの人材の確保、働き手不足、介護の話も全てそうですけども、そもそもいないところに確保はできないので、そういった時代にもう入ってきています。これは何度か私の一般質問でもしま

したが、そこに期待をしても、物自体がないので、人がいないのでどうすることもできないので、できる限り少ない力で多くの効果を見いだすことができるか、それは行政内においても企業においても一緒です、そういった部分でSDGsというふうなツールがもう少しうまく活用できたらなというふうに思って今回質問をさせていただきました。

東参与のお話とか、今からはなかなか難しい部分はあるんですけども、そういった先進的にやられているところもあります。それから、世界的な目標やからなかなか関わりが難しい、海をきれいにというふうな目標も、海を持っていない県はできないんじゃないかということではなくて、まず川がありますね、やっぱりそういった取組をされているところがありますので、そういった考えの変革をしていくのに、SDGsというのはまだまだ、次のSWGsに代わるまで使いこなせるかなというふうに私も思いますので、再度、あまりこのフレーズで一般質問をこの数年間でされた方がおられませんので、私、こういった質問をさせていただきました。少ない力で最大限の効果を出していかなければ自治体はもたないと思っていますのでこういった質問をさせていただきました。またその点、一緒に考えていければなと思いますので、よろしくお願いします。

1つ目の質問はこれで終わります。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、2つ目の質問に入っていきたいというふうに思います。

こちらは一問一答で質問のほうをさせていただきたいと思います。

これについては、添付資料、参考資料をつけておりますので、皆さんの元にも行っているかなと思います。県教育委員会のほうが令和5年度の結果をまとめられた県内の公立学校の数値という形になっています。これを1つずつちょっと細かくというふうには思っていないんですけども、これが今の現状、実際に数字で見る現状というふうに思いますので、これも見ていただきながらやっていきたいと思いますのでお願いします。

それでは、2つ目、学校を見つめなおす、第6次総合計画の柱1、未来を担うひとづくり、政策①子育てにやさしい風土づくり関連についてお聞きをいたします。

今から約30年前、私が今の私の長男と同じ小学6年生のときに上映をされた山田洋次監督作の映画「学校」をふと思い出したことがきっかけとなりました。東京下町にある夜間学校を舞台に、様々な境遇を持つ生徒たちと先生との交流を描いたドラマです。今年の10月に亡くなられました西田敏行さんが先生役として主演をされ

ていたということで、全て、私、ちょっと見れていないんですけども、この前少し粗筋を振り返らせていただきました。

いい地域にはいい学校がある。いい学校はいい地域をつくっていく。これは、もう既に始まっております、コミュニティ・スクール、CSを表す1つの言葉であります。

現在当町では、5つの小学校、1つの中学校が義務教育の形として機能をしています。今回は小学校に着目をし、これまでの歴史、現在の形、未来への方向性を柱に、日野町の今を見つめなおす必要があると感じ、テーマとしました。

文部科学省「初等中等教育の充実」では、1つ、教育は、子どもたち一人ひとりの人格の完成を目指すものであり、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠なもの、2つ目、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命がある、3つ目、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはない、4つ目、昨今のグローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっているというふうに記されております。

具体的に少し細かく見ていきますと、教育機会の確保、教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、学校における働き方改革の推進、科学技術系人材を育成するための理数教育の推進、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育、職業教育の推進、高等学校改革の推進、教科書の充実、いじめ、不登校等の生活指導上の諸課題への対応、道德教育の充実、人権教育の推進、子どもの健康と安全の確保、きめ細やかで質の高い教育に対応するための教職員の資質能力向上や指導体制の整備、生涯にわたる人格形成の基礎を養う幼児教育の振興、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり、少子化に対応した活力ある学校づくりの推進、夜間中学の設置推進・充実および幼児児童生徒に対する経済的支援の充実など、非常に様々な施策が実施をされています。

これだけ多くの負荷が関係者の方にかかっているということで、恐らく子どもたちにもこれだけ多くの項目をこなしていかなければならないという負荷が私はかかっていると思っています。

現在、町内のゼロ歳以上15歳未満、乳幼児・小中学生世代は約2,500名です。このうち約1,000名が小学校に在籍をしています。当町では、命が宿ってから義務教育修了までの16年プロジェクトの下、ふるさと学習、ポジティブ行動支援など、丁寧な取組が進められ、一定の効果も現れており、一保護者としても実感をしているところです。

しかしながら、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に

関する調査の結果と内容、教員が忙し過ぎると表現される各紙面の真実と加速する労働供給制約への懸念、過渡期と叫ばれるPTAと保護者の生活実態を踏まえた社会への意識など、子どもたちを取り巻く環境は楽観視をできるものではありません。

町内5つの小学校は、小規模、中規模、それぞれ地域の特性を生かしながら運営をされていますが、中期的なビジョンで見ると、地域性や集団性など、共通した課題を踏まえた各個別課題を見つめなおす時期であるとも思います。

10年後の日野町を見据えて安心できる教育環境を保つためには、小学校の在り方を早い時点で構想していくことが重要だと感じています。現在行われようとしている幼児教育・保育環境の再整備の経験を最大限生かしつつ、日野町の強みと弱みを見極めた学校づくりを一保護者としても切に願い、議論を深めたいと思います。

それでは、ここからちょっとそれを前提に質問をさせていただきたいと思います。

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、県教委の結果と当町の現状をどのように捉えておられるかお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

不登校対応担当課長（赤尾宗一君） ただいま福永議員より、令和5年度の児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果と当町の現状についてご質問いただきました。

全国の小中学校で、病気等以外で年間30日以上欠席をした不登校の児童生徒数は約34万6,000人、滋賀県では約4,000人、日野町では94人、小学校40人、中学校54人となり、それぞれ過去最多となっています。

また、何らかの言動により被害を受けた児童生徒が、精神的な苦痛を感じたことによりカウントされるいじめの認知件数、これは、全国で約71万1,000件、滋賀県で約1万1,000件、日野町では115件となっています。また、つつい友達に対して手が出てしまったり、誤って器物を破損してしまったりしたという、いわゆる暴力行為とカウントされるケースは、全国で約10万3,000件、滋賀県で1,450件、日野町で22件となっています。

なお、今年度の町内の状況としては、これまでの間1年以上不登校でずっと家に引き籠もっていた子どもさんが再登校したりとか、それから、フリースクールだけに通っていた子どもさんが学校に毎日通えるようになったりという改善事例も多く見られています。

ただ、多岐にわたる要因がもとで不登校になっているケースや、言葉に頼らずに安易に手が出してしまうケース、同じ児童生徒が何度も何度も問題行動を繰り返すことが気になります。しっかりとアセスメントを行ってきめ細かな対応を今後も心がけていきたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 今ご答弁いただきました。

そしたら、今、添付資料をつけさせていただいているものから少し抽出をしたいんですが、一番左の暴力行為の状況というところでちょっと傾向が出ているかなと思います。公立小学校のところを見てみると、生徒間暴力以外は減少をしているんですけども、生徒間の暴力が185件増加というふうなところになっています。この点、どういうふうな背景があるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 生徒間暴力が増えているというところについてのことですね。理由は多分幾つもあるかなと思うんですが、まず1つ目は、対人関係同士で、折り合ったり交渉したりとか、そういうスキルの不足もあるし、自分の感情のコントロールを整えるというところの弱さも見受けられるかなというふうに感じています。

そういったこともあるので、日野町では、昨年から取り組んでいるポジティブ行動支援をはじめとした包括的生徒指導に力を入れています。その中の特にSELというものが非常に今後有効に働くかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） そういった背景があるかなというふうなところですけども、ちょっと観点を変えてお聞きをしてみますと、今、子どもたちを対象に見ていただいた目線かなと思うんですが、これ、このデータは大人で取っているわけではないので、大人の一般社会人でこれを取るのは非常に難しいので、企業等もありますし、私、多分、もし取ったら、これ、子どもと同じようなデータが大人社会も出てくるんじゃないかなというふうに思っています。大人の状況が子どもに反映するのは世の中のそういったものかなと思っていますので、これは、分かる範囲でいいんですけども、子ども特有の数字の変化なのか、社会全体がこういうふうな流れになっていて、対人関係のスキル不足、それから、感情のコントロールができにくい、コミュニケーションが取りにくいというところは大人も同じような共通があるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

不登校対応担当課長（赤尾宗一君） とても大事な視点かなというふうに思っています。例えば、大人の場合で言うと、DVを起こす人、それから、虐待行為を起こす人、それから、もう少し前ですが、キレる老人みたいなことがいつとき話題になった時代があったかなというふうに思っていますので、年代問わずに、残念やけども、ゼロか100か、快か不快かみたいな感情コントロールのまずさはやっぱりあるんじゃないかなというふうに感じています。そこからキレて暴力などになっているかなというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） 今の問題は僕もまだ何も研究していないので分かりにくいんですが、恐らくそういった背景があるんじゃないかなと。子ども個別で問題が出てくるということは僕はあまりないと思っております、社会がそういうふうな背景であることが今の大きな子どもたちに影響しているんじゃないかと思しますので、そういった目線で見られているのは非常に大事なかなと思いますので、大人に対してのアプローチもこれからそういった部分ではしていけるかなと思っています。

それでは、次の項目、いきたいと思います。2 番目ですね。

こういった前提で、町内の教職員の方の勤務の実情と、それを見ている教育行政が行うサポート内容はこういったものがありますか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 町内教職員の勤務実情と、教育行政が行うサポートについてご質問を頂きました。

教職員の業務は、授業に関すること、生徒指導、様々な困りを呈する子どもへの支援、保護者対応など、多岐にわたります。これらの対応により、多忙を極めている状況です。

そこで、町としては、学習支援員、業務支援員等の配置や、課題を抱える子どもへの支援、保護者対応等が適切に行われるよう、スクールソーシャルワーカーや心理士等の専門家を派遣し、少しでも教職員の負担が軽減できるようサポートを行っています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） 参事からご答弁いただきました。そういった形でサポートをしているということで、少し前に地方新聞で、全滋賀教職員組合さん、県立の公立小中学校、高校、幼稚園、特別支援学校で働く教職員の組合で、今、委員長、多分、日野町の高岡さんですね。僕も中学校のときお世話になったんですけども、高岡さんが執行委員長を務められているのかなと思いますが、先日、県議会に請願書を提出されていると思います。今、多くの先生たちが求めるのは長時間労働の改善であり、教員不足による教員未配置の解消であるというふうなものを大きく述べられていました。この件について当町の見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 県内の状況等について、今、ご質問いただきました。

教員の未配置につきましては、県内の状況も大変見られるようなところでございます。日野町におきましても、非常に若手の先生方が増えている中で、例えば産育休を取られてお休みされる場合に、次の方を補充するときにすぐに見つからないと

いうふうな状況があったりとか、また、教員の業務が大変多忙を極めています、その中で、慣れない保護者対応等で苦労している教員もいます。その中で、県内の状況を見ていまして、病気等で、そしてお休みされる先生もいらっしゃる中で、そういった状況が危惧されるところもあります。

学校には、担任以外の教務部であったり、いろいろな担当の配置がされている学校もあるんですけども、特に小規模校では本当に人が少ない状態でございまして、担任の先生がお休み、あるいは出張等でおられなくなると、そこをカバーする教員が十分に回らないといった状況もございます。

できるだけそういった状況が回避できるように、加配の先生を要望したりとか、また、人員が欠員にならないように、こちらとしても全員をきちっと配置できるように、また、国や県のほうにも、町としても同じように要望しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。もうどの分野も、人、いませんで、もう、私、確保というのはあんまり言わんとおこうと思っています。いないので確保できないということです。

であれば、さあ、どうすればいいということで、いろいろ見ていると、教員免許のない人材も育成して現場へというふうなフレーズを、僕、専門家でもないので、少し見ていまして、フェローシップ・プログラムというふうなもので、教師として、フェローとして学校現場に2年間赴任をして、自治体発行の特別免許状や臨時免許状の取得にも対応したりする、こういったNPO法人さんが出られたりとかというのがあります。

まず、そういった可能性というのはこの日野町であるのかないのかお聞かせいただきたいのと、同時にもう1つお聞かせいただきたいのが、教員の方というのは、子どもたちとのコミュニケーションは当然毎日ありますが、保護者の方とのコミュニケーションは、この数十年の間でどういうふうに変化をしてきた、参事も教員を長いことやられていると思いますので、こういったように変化をしているかというのがもしあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 1点目の免許のない人材の方の学校への登用ということにつきましては、今、またそういった制度があるかとは思いますが、またそういったものを利用することもできるかなとは思いますが、今のところは日野町では免許を持った者が指導のほうをしている状況です。

また、教員の子どものコミュニケーションはもちろんですけども、保護者の方との接し方というかコミュニケーションにつきましては、これは今まで、私たちが

若い頃にも、保護者の方にご相談したりとか、いろんなことで依頼をさせていただいて相談をする形を取ってきましたので、そこは変わる場所はないんですけれども、昨今、保護者の方も非常に、このような社会の情勢の変化の中でいろんな知識をお持ちであったりとか、特に特別支援の教育についても、世間的にも大分進んできていますので、そういった部分でいろんなことをお知りになられていますので、こちらとして、専門職として、やはりしっかりと答えできるようにしていくことが大事なかなと思いますし、できるだけ保護者さんのいろいろな要望とかニーズにも寄り添いながら、できることは連携してやっていくような姿勢を取って行って、よりよい信頼関係を築いていくことが大事ではないかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。

子どもたちを見ていただくところは、先生は当然専門職ですので、私たちは専門的な知識はありません、その方が大多数と、関係者は。なので、少ない専門職の方が多く子どもたちを見ているというのが現状かなと思いますので、専門的な免許がないとしても関わっていただける可能性を探ったりするのがコミュニティ・スクールの趣旨の1つでもあるかなと思いますので、そういったところを今後、いろんな検討を頂ければなというところと、実際に、こういう自治体発行の特別免許状とか、そういったところも出てきていますので、そういったところで、有効な人材、教員免許というのはあくまで免許やと思いますので、持っていれば優れているということよりかは、1つ、なる資格があるということですので、そこから先というのはそれぞれの先生の力量とかにもよるかなと思いますので、そういった人材の活用もぜひお願いしたいと思います。

大きく3つ目の質問に移りたいと思います。

そういった中で、町内の各小学校の規模、それから、地域性を踏まえた課題、集団性とか学力等と、現在、コミュニティ・スクールも始まっていますが、大人のそれぞれの小学校の関わりというのはどういったものがあるかお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 小学校の規模による課題は、まず、学校規模によって様々なメリットがあります。小規模の学校は、子どもの人数が少ないため、学習面において丁寧な指導ができます。規模の大きい小学校は、子ども同士でつながりながら、学習や活動などで切磋琢磨できることができます。

一方、課題としては、小規模校は単級であるため人間関係の固定化、大きい規模の学校においては人間関係の複雑多様化からくる様々な問題が生じやすく、学級集団づくりや個別に応じた学習指導の面で課題があります。

こういった点から、保護者や地域との関わりは、学校規模に関係なく、保護者や地域の方と協働した取組がとても重要だと考えています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） 日野町は小規模校と中規模校がありますかね。というふうになっていると思います。

それぞれどこがいい悪いということではなくて、私も P T A をやっていたりで、それぞれの小学校がすごくいろんなところで活躍を、子どもたちとか大人の方がされているのは、各小学校からしてもすごく学びになるなと思って見させていただいているところもあるんですが、それはちょっと目の前の様子ということで、具体的にいきますと、先ほどの小規模校、それから中規模校のよさ、デメリット・メリットのところで、日野町というところの特徴は、日野中学校に結果的には行きますよね、大多数が。日野中学校に行くときに、私、たまたま長男が来年、中学校に行かせていただきますので、いろんな保護者さんと話をすると、600名ほどの学校かなと思いますが、6 クラスぐらいに 1 学年なるのかなというふうな感覚で思っているんですが、規模とかそういったところに対して不安などを発せられているような保護者さんというのは把握をされているのかどうかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 5 つの小学校から 1 つの中学校に進学するという面での不安があるかどうかについてご質問いただきました。

小学校の規模は小規模校であったり中規模校であったりそれぞれですので、やはり、そこから、1 学年が 5 クラス 6 クラスある学校規模に変わりますので、これについては基本、どの子も不安な気持ちはお持ちかなと思います。その中で、特に小規模校であると、幼稚園の頃から一緒に育ってきて、十数名の学級であったり、10 人未満の学級であったり、その中で温かく育ってきた子が大きな集団に変わること、そこへの不安というのは、恐らく中規模の学校の子どもたちよりも大きいところはあるかなというのは声としては聞いております。

ですので、小学校の段階から、小学校、中学校の先生の交流会をしている中でも、やはり、特に小規模の学校では、できるだけほかの小規模校同士で交流をするような形を取ったりとか、あるいは I C T を使いながらオンラインで交流をしたり、自分たちが調べてきたものを相手の子どもの方に発表したりというような形で、できるだけ、少しでも相手がある学習であったりとか、大人数の学習を少しずつ取り入れていったりというふうなこともしてきているところです。

中規模の学校につきましては、クラス替えがあったり、ある程度毎年、一定の人数が、規模がありますので、その中でいろんな子と協調して過ごしていくことを大

事にしながら、いろんな縦割り活動であったり、学年の交流であったり、そういったものも仕組んだりして集団に慣れるというふうなことも進めているところです。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 一定そういったことも声としては聞こえてきているけども、いろんな施策でそれを取り除くようなことをやっているということで、これは教育行政のほう把握していただいているんですけど、自分たちで保護者とか地域が何ができるかなと思ったときに、そういった大きな学校に行くときにできるかなというところ、やっぱり今いる小学校以外でのつながりというところが日野町の中でどれだけあるかなというところかなりあるかなというのは、日野町、思っています。少年少女スポーツ教室とか、あとカルチャー教室、それから、子ども会とか、あとPTA、それから、一個、これは私、気づいたことなんですけど、幼稚園というところではなかなかできなかったんですが、保育園は地域を横断していつていますので、私も、第二わらべのほう、お世話になってはいますけれども、そのときに、結果また中学校でそのときの保護者さんと一緒になるというところは、これは、かなりこういったところは生きてくるんじゃないかなというふうに思っています。ですので、必ずしも地域にある保育施設がよいかどうかというのは、中学校に行く親の目線としては、そういった観点もあったなということで、やっぱり子ども同士がつながることも大事ですが、保護者がつながっているかどうかというのがやっぱりかなり大事になってくるんです、結果先生にとっても。そういったところは今後また、いろんな方法があると思うので、私も一緒に検討していきたいなと思います。

この部分で1つだけちょっとお聞かせいただきたいのが、今、地域、学校に、登校できる地区割りがされていると思うんですが、通学区域の柔軟化対応モデル事業というのがあると思います。これについて、こういったものなのかだけ、私、ちょっと勉強不足で分からないので、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（山中博嗣君） 通学区域の柔軟化モデル事業につきましてご質問を頂きました。

この制度は、基本、自分の住んでいるところの学区の学校に行くのが通学区であるんですけども、申請をされましたら、一定の条件はあるんですけども、例えば日野小学校区のお住まいの方であれば、ほかの4校の学校に通学、通えるというふうな制度であったり、必佐小学校区であったらほかの小規模の3校のどこかの学校に通えるというふうな、一定制約はあるんですけども、そういったことが認められている制度です。

お住まいのところからほかの学校に行きますので、送迎については、保護者の送迎が基本になるかなというふうなところがあります。また、一旦この制度を利用さ

れると、基本は卒業まで利用していただくというふうなことであるということと、学年の初めからの利用というようにところもこの制度の特徴であります。

現在、この柔軟化モデル事業を利用している子どもさんも何名かいらっしゃいます。今年度でありましたら、日野小学校区では25名の子どもが、必佐小学校区では6名の子どもさんがほかの学校にこの制度を利用して通学しているというふうな状況でございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） これをお聞きしたのが、今後の学校づくりをしていく上で、いろんな生き方をされている中で、町内にはおられるんですけども、子どもの学校との兼ね合いで、居住地域、特に日野町は、市街化区域、市街化調整区域、都市計画のところの制約が、住むほうにもかなり制約しているというところがありますので、そういったところ、学校のほうが柔軟にこういったモデル事業をできるのは保護者にとってはありがたいという一步を、逆に偏りができてしまう原因の1つでもあるのかなと。一定のルールがあるというふうにお聞かせいただいた、僕はそこを詳しくは、保護者ですけど見たことがないので、そういったところも、今後それがバランスよく配置できるようであれば有効な活用の制度かなというふうに思いますので、また検討していきたいと思います。

それでは、4つ目、教育長のほうにお聞きをしたいと思います。

長年携わってこられた教育者の観点から、今を生きる子どもたちと小学校を取り巻く課題をどのように捉えられているかお聞かせを聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） それでは、小学校は、子どもたちの人格形成において極めて、私は重要な時期であるというふうに考えています。

しかし、コロナの時期を経て随分と、子どもたちの様子も、保護者の皆さんの様子も、また、地域と学校との関係というふうな上においてもいろんな影響が出ているなというふうな思いを持っています。

先ほどからの答弁ともちょっと関わってくる内容ではあるんですけども、福永議員さんの子どもさん、6年生というふうにおっしゃいましたけど、コロナがちょうどあったのが令和元年から2年の時期ではないかなというふうに思います。6年生の子どもたちは、ちょうど1年生、2年生の頃にそのコロナを経験しています。今の中3の子たちは、数えてみると小学校4年生、5年生でしょうかね、中学校2年生の子は、ちょうどギャングエイジと言われる小学校の3年生、4年生、その時期にコロナを経験しているというふうなことで、子どもたちの成長にとっては、その年齢年齢に応じて、決して、やっぱり避けてはならない重要な節目があるというふうなことを思います。その節目節目で身につけていってほしいというふうな、い

ろんな教育の課題もあるかというふうなことを思うんですけども、なかなかそれが身につかないまま、今、子どもたちが成長しているというふうなところでいろんな課題が生まれてきているというふうに感じています。

先ほども、問題行動等の諸課題調査のデータもお示しをさせてもらったところなんですけども、少し長くなって申し訳ないんですが、日野町で、いじめと、それから、子どもいじめ問題の対策委員会というふうな委員会を組織しまして、その座長をしてもらっている先生が言われている内容が6点あるんですけど、これはまさしく私は子どもにも大人にも当てはまっているなというふうなことをちょっと申し上げますと、学校を休むことへの抵抗感が少なくなってきた。他者や自分自身と調整能力が落ち込んでいる。これは大人も言えるんじゃないかなというふうに思いますね。ゼロか100かで相手を全面否定してしまうというふうなケースが増えていると。大人も子どももいるんじゃないかなというふうに思います。その結果、トラブルに際して、学校からあっさりと撤退して休んでしまう、相手の排除を求めるといった、そういう両極端な生き方が生まれていると。そして、もう1つは、同調圧力という言葉がコロナの当時よく出回りましたが、同調圧力の結果、他者に関わらないという傾向が生まれてきているというふうなこと。そして最後に、学校とかいろんな公の場所で失敗つきの練習を重ねる機会が乏しくなって、子どもたちが失敗経験をなかなかしなくなったというふうなことが、そんなことが原因になっていろんな行動が生まれてきているんじゃないかなというふうなことを思っています。

そういう意味で、感情調節、対人スキル、規範意識などの発達の土台と言われる部分が十分に育ち切っていないというふうな子が多くなっているような気がします。そのため、これまでの学校教育だけでは、不登校やいじめの問題などの解消は大変難しいというふうに感じていますし、そこで、学校と保護者の皆さんをはじめ、家庭、地域が連携した取組が必要だというふうに考えています。

発達の土台を促進し、子どもたちを支えるための包括的な生徒指導という言葉を使いましたが、そういった取組を通して、ポジティブな行動支援、社会性と情動を育てるような学習、さらには、仲間同士で支え合う活動、共同学習といった実践を通して取組を進めているところでございます。

さらには、大人、地域の皆さんのほうに申し上げていきたいなというふうに思うのが、大人同士のつながりづくりというふうなことも非常に重要な場面ではないかなというふうなことを思いますので、そういった点については、コミュニティ・スクールということが果たす役割は非常に大きいなというふうに感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） 教育長からご答弁いただきました。

先日の青少年意見発表大会でも、育成町民会議の安藤会長が、大人が変われば子どもも変わるというふうなことを強調されていました。子どものせいではないんやと思っています。なので、できることを何か見つけ出して大人が変わろうとしなければ、やはりどこかに負荷が行く。それは子どもじゃなくて教職員の皆さんも含めてなので、そこを町と一緒に今後も一保護者としても考えていきたいというふうに思います。

それでは、最後に町長のほうにお聞きをしたいと思います。

持続可能なまちづくりにおけるこれからの小学校の在り方への構想をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。福永議員には、本当に重要なテーマ、2つ目に小学校についてご質問いただきました。

持続可能なまちづくりにおけるということでありますけれども、今回の文脈に照らし合わせるとすれば、子どもたちにふるさとを大事にしてほしいですし、これからもこの町に住みたいと、大きくなって出たとしても、いつまでも我がふるさとを大切に、親や家族も大切にしてほしい、そういった子に育ってほしいなと思っています。ところでございます。

そのために、1つはふるさと、そしてもう1つは地域との関わりを、小学校の段階でしっかりと関わりをつくるということが大事だと思います。中学校でも当然大事ではありますが、部活で忙しかったり勉強で忙しかったり、また、人格としても、そんなやいやい言わんといてくれという時期でも、中学校、多感な時期にもなってきますので、いかにそれぞれの小学校のときに、地域、ふるさとのことを知ってもらおうかというのが大事だと思います。

そういった意味において、かねてから進めているコミュニティ・スクールというのはこれからもしっかり進めていく必要がありますし、同時にふるさと学習も大事だと思っています。

ちょうど今日も、通学合宿、西大路小学校、やっていてくれたりしていますし、そういった、あしたの多分野矢議員さんの質問にも絡んでくるかもしれないです、正規のカリキュラム以外の部分でどこまでできるのかというのがすごく大きなポイントになってきます。そして、P B I Sのポジティブの部分も、先生方も大変頑張っていておられますので、どれか一方だけではなくて、それぞれが相乗効果で、子どもたちをしっかりと、よりよい形で育てていけるような環境を整えていきたいと思っています。それが最後まちづくりにつながっていくと思っています。

議長（杉浦和人君） 福永晃仁君。

2 番（福永晃仁君） ご答弁いただきました。

もう再質問のほうはないんですけども、皆さん、町長も子育て世代ということで、議員のほうにも子育て世代のメンバーがいます。これだけ社会が複雑化しているので、できたら未来に希望を持って、自分らの子ども以外もいろんな子どもさんが生きてほしいというのは切に、僕ら、少し上の世代を生きている者としては思っていることがありますし、物すごく限られた人材とか資源の中でこの複雑なものを解決していかなければならないので、全世代が協力してやるしかないんやと思います、誰がどうやとかということじゃなくて。そういった部分で、誰が何をやったらいいのかということ、指示を出していただくのも非常に大事な事かなと思いますので、映画「学校」というふうな話をしました、そのラストシーンで、幸せ、幸福とは何かを考える、何なのかということを考える授業のシーンでした、それを見つけるために勉強をするんやと、だから勉強というのが大事なんだということをおられました、そして、授業とは、クラスみんなで汗をかいて、みんなで一生懸命つくっていくものなんじゃないかなというふうなお話をされていたのがすごく、私は先日見て懐かしい思いがしましたので、その懐かしさというのは普遍的なものやと思いますので、そういったところを大事にして、皆さんと一緒にこれからも一保護者としてもやっていきたいと思いますので、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上で5名の諸君の一般質問が終わりました。

その他の諸君の一般質問は明13日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－ 異 議 な し －

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、それでは、その他の職員の一般質問は明13日行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 散会 17時23分 －